

# 大子町原子力災害広域避難計画

令和2年3月

大 子 町

# 目次

第1編 総則.....	1
第1章 総則.....	1
1. 計画策定の背景及び経過.....	1
2. 計画の目的.....	1
3. 計画の位置付け.....	1
4. 計画の範囲.....	2
5. 計画策定に当たっての基本的な考え方.....	2
第2編 大子町における広域避難計画.....	3
第1章 広域避難計画の基本的事項.....	3
1. 避難対象区域.....	3
2. 避難先及び一時集合所.....	4
3. 避難経路.....	4
4. 防護措置.....	6
5. 避難等を適切かつ円滑に進めるための取組.....	8
第2章 住民の避難等に係る広報.....	9
1. 広報の基本方針.....	9
2. 事故の各段階に応じた広報.....	9
第3章 住民等の避難.....	10
1. 一般住民の避難.....	10
2. 要配慮者の避難.....	11
3. 一時滞在者の避難.....	12
4. 外国人への配慮.....	12
第4章 複合災害への当面の対応.....	13
第5章 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査の実施.....	14
1. 安定ヨウ素剤の配布・服用.....	14
2. 避難退域時検査の実施.....	14
第6章 避難所の開設及び運営.....	15
第7章 避難状況の確認.....	17
第8章 今後の課題.....	18
第3編 常陸太田市からの広域避難受入計画.....	19
第1章 広域避難受入のための体制等.....	19
1. 受入れのための体制.....	19
2. 受入れのための施設.....	21
第2章 常陸太田市広域避難の受入れ.....	22
1. 広域避難受入の手順.....	22
2. 避難経路.....	23
3. 避難退域時検査の実施.....	30
4. 避難中継所の開設及び運営.....	30
5. 避難所の開設及び運営.....	31
6. 避難中継所・避難所業務等の常陸太田市への移管.....	32

第3章 各種支援.....	33
1. 事務所等の提供.....	33
2. 必要物資支援等.....	33
3. 生活支援.....	33
4. 医療等支援.....	33
第4章 広報.....	34
1. 常陸太田市の避難者等に対する広報.....	34
2. 町民等に対する広報.....	34
第5章 安全管理.....	35
第6章 応援力向上のための取組.....	35
1. 本計画の検証及び見直し.....	35
2. 広域避難受入体制の向上.....	36
3. 応援に係る教育訓練.....	36

# 第1編 総則

## 第1章 総則

### 1. 計画策定の背景及び経過

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力(株)福島第一原子力発電所において、重大な事故が発生し、広範囲にわたり環境中に放射性物質が放出された。これにより、従来の被害想定よりも広範囲の多くの住民が、長期間、遠方への避難を余儀なくされた。

また、当町においても、放射性物質の飛散により農林畜産業や観光業等に被害が発生し、住民生活に大きな影響が出た。

そこで、国は、この原子力災害を教訓に「原子力災害対策指針（平成24年10月31日 原子力規制委員会）」を制定するとともに、「防災基本計画（原子力災害対策編）」を改定し、実用発電用原子炉施設から30km圏内の自治体は広域避難計画を策定することとした。

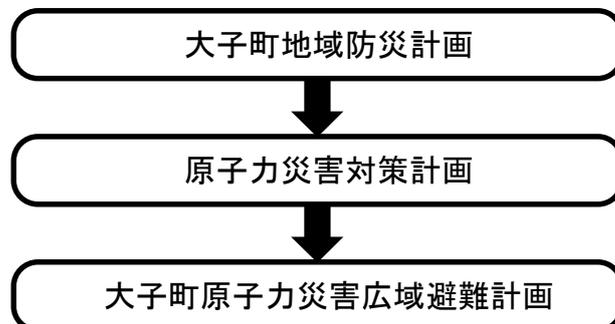
これらの国の動向を受け、当町では、平成25年3月に「大子町地域防災計画」を改定し、広域避難計画を策定する旨を定め、茨城県が平成27年3月に策定（平成31年3月に改定）した「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」を踏まえ、ここに「大子町原子力災害広域避難計画」を策定するに至ったものである。

### 2. 計画の目的

本計画は、大子町地域防災計画（原子力災害対策計画）（以下「原子力災害対策計画」という。）に基づき策定する原子力災害対策指針の基づく緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）の広域避難計画について、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）及び茨城県広域避難計画に基づき、大子町における避難先や避難経路、避難者の輸送手段など必要な事項を定めるものとする。さらに、常陸太田市の広域避難受入の際の避難所の開設・運営、各種支援等の事項を定めるものとする。

### 3. 計画の位置付け

本計画は、原子力災害対策計画の一部として位置付け、本計画に定めのない事項については、原子力災害対策計画に拠るものとする。町内UPZにおける避難行動及び常陸太田市民の受入れに特化した計画である。本計画の位置付けは、次のとおりとする。



- ◆ 「大子町地域防災計画」  
各種災害に対する「予防」、「応急対策」、「復旧・復興」を定めた計画
- ◆ 「原子力災害対策計画」  
①「原子力災害事前対策」 ②「緊急事態応急対策」 ③「原子力災害中期対策」を定めた計画
- ◆ 「大子町原子力災害広域避難計画」

原子力災害に伴う「町民の避難」及び「常陸太田市民の受入れ」について定めた計画

#### 4. 計画の範囲

##### (1) 大子町の広域避難

本計画では、原子力災害発生時にUPZ内の町民を円滑に避難させ、その後、避難所の開設、運営及び各種支援といった事項までを計画の定める範囲としている。

##### (2) 常陸太田市民の受入れ等

本計画の定める範囲は、「原子力災害時における常陸太田市民の県内広域避難に関する協定書（平成29年9月21日締結）」に基づき、大子町へ避難予定の常陸太田市民を指定の避難所に受け入れるまで（おおよそ3日程度）とし、長期にわたり避難する場合等状況の変化に応じ、大子町、常陸太田市及び茨城県との協議により別途計画する。このほか、常陸太田市民及び常陸大宮市民の一部が町内の施設で避難退域時検査を受けて避難することになるため当該検査場所についても記載する。

#### 5. 計画策定に当たっての基本的な考え方

##### (1) 避難先及び避難経路

本計画は、住民の避難が円滑行われるよう次の考え方に基づき、あらかじめ避難先及び避難経路を定める。

ア. 避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は、UPZの区域外とする。

イ. 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。

ウ. 避難経路は、避難する住民や車両等が錯綜しないように配慮して設定するよう努めるものとする。

##### (2) 住民等の避難

当町のUPZ内の住民等の避難は、放射性物質の放出後、OIL※1に基づき、段階的に実施するものとする。

※1 OIL (Operation Intervention Level : 運用上の介入レベル)

空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則測定可能な値で表される基準

##### (3) 要配慮者の避難

要配慮者※2の避難については、より安全かつ迅速に行われるよう配慮するものとする。

※2 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等

##### (4) 避難手段

避難手段については、自家用車を基本とする。また、要配慮者や自家用車を持たない又は使用しない住民等の避難手段については、公的機関が手配したバス、福祉車両等を充てるほか、鉄道、ヘリコプター、自衛隊車両などあらゆる手段を検討するものとする。

##### (5) 受入れに当たっての基本的な考え方

本計画では、原則として、常陸太田市民の広域避難受入に関する事項のみを定めるものとする。

## 第2編 大子町における広域避難計画

### 第1章 広域避難計画の基本的事項

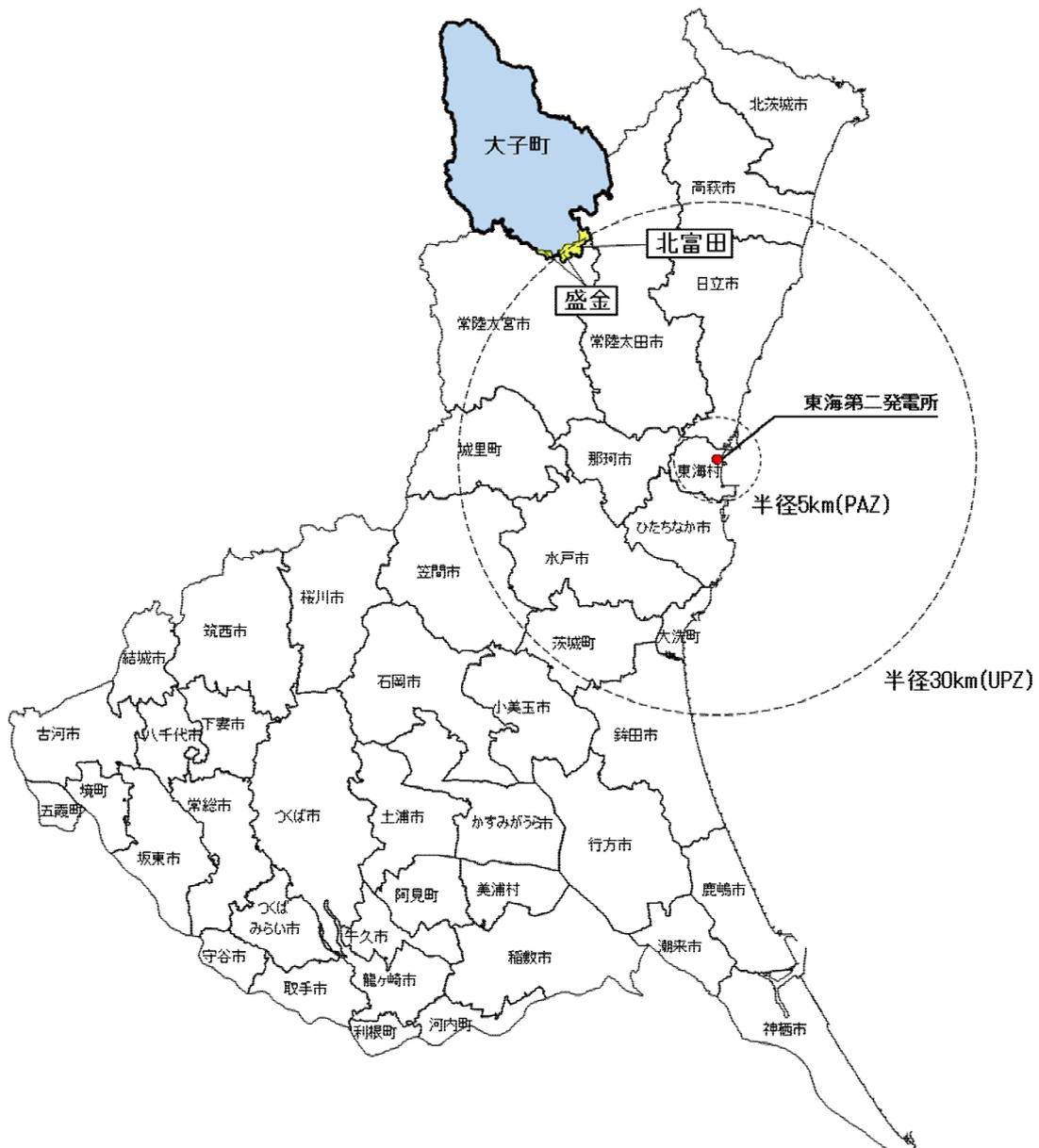
#### 1. 避難対象区域

避難の対象となる区域（以下「避難対象区域」という。）は、次のとおりとする。

区分	避難対象区域	世帯数	人口
UPZ	大字盛金地区	27 世帯	68 人
	大字北富田地区	17 世帯	31 人
	計	44 世帯	99 人

※ 表中のデータは、平成 27 年国勢調査に基づく。

#### 【東海第二発電所における原子力災害対策重点区域の範囲】



## 2. 避難先及び一時集合所

### (1) 避難先

避難対象区域の住民等の避難先は、次のとおりとする。

避難対象区域	避難先（避難所）		
	名称	所在地	電話番号
大字盛金地区	①大字町文化福祉会館	大字町大字大字 722 番地 1	0295-72-2005
大字北富田地区	②大字町立中央公民館	大字町大字池田 2669 番地	0295-72-1148

※①を優先

### (2) 一時集合所

避難対象区域の住民等の一時集合所は、次のとおりとする。

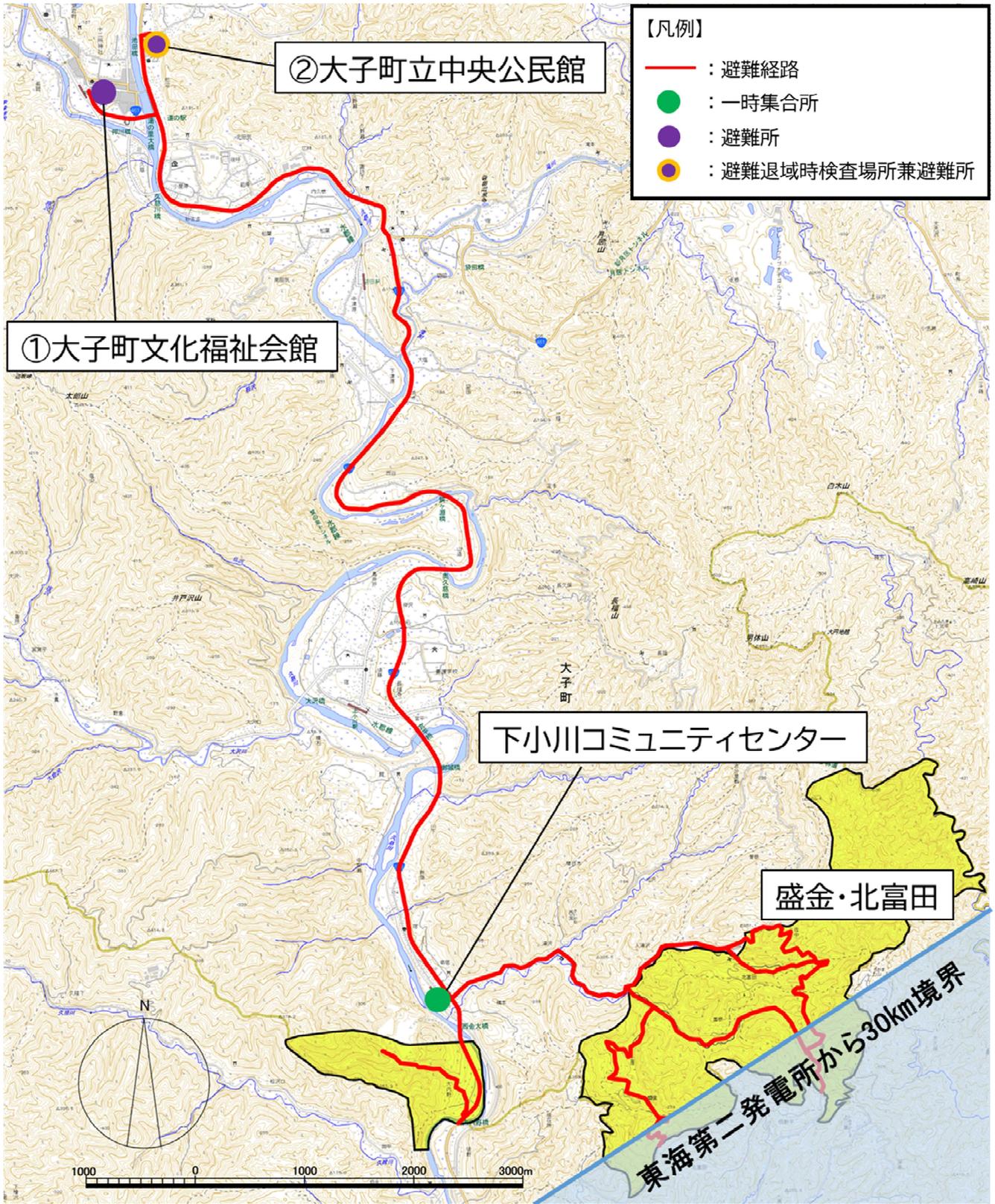
避難対象区域	一時集合所		
	名称	所在地	電話番号
大字盛金地区 大字北富田地区	下小川コミュニティセンター	大字町大字西金 381 番地	0295-74-0102

## 3. 避難経路

避難するために活用する避難経路は、次のとおりとする。

避難対象区域	避難経路	避難先
大字盛金地区	県道諸沢西金停車場線→国道 118 号	大字町立中央公民館
大字北富田地区	県道諸沢西金停車場線→国道 118 号→国道 461 号	大字町文化福祉会館

【盛金・北富田地区の避難経路】



#### 4. 防護措置

町は、県と連携し、住民等が速やかにUPZの区域外に避難できるよう防護措置を実施するものとする。

##### (1) 事故等の発生から放射性物質放出までの防護措置

避難対象区域に対する防護措置は、原子力施設の緊急事態区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）に応じて、段階的に実施する。

- ・ 避難対象区域の要配慮者については、施設敷地緊急事態の段階において屋内退避の準備を開始し、全面緊急事態の段階において屋内退避を開始するとともに、避難先及び避難手段を確保するなど避難準備を開始するものとする。
- ・ 避難対象区域の住民等については、施設敷地緊急事態の段階において屋内退避の準備を開始し、全面緊急事態の段階において屋内退避を開始する。

##### 【緊急事態区分に応じた防護措置のフロー】



##### 【緊急事態区分及びその判断基準となるEAL※1】

緊急事態区分	判断基準となる EAL の例
警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>・ 原子炉運転中に原子炉への全ての給水機能が喪失</li> <li>・ 原子炉停止中に原子炉容器内の水位が水位底設定値まで低下</li> </ul>
施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子炉冷却材が漏えいした場合の原子炉への注水不能</li> <li>・ 給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動</li> <li>・ 全ての交流電源喪失（30分以上継続）</li> </ul>
全面緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失</li> <li>・ 全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能</li> <li>・ 全ての非常用直流電源喪失（5分以上継続）</li> </ul>

※1 EAL（Emergency Action Level：緊急時活動レベル）

緊急事態区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準

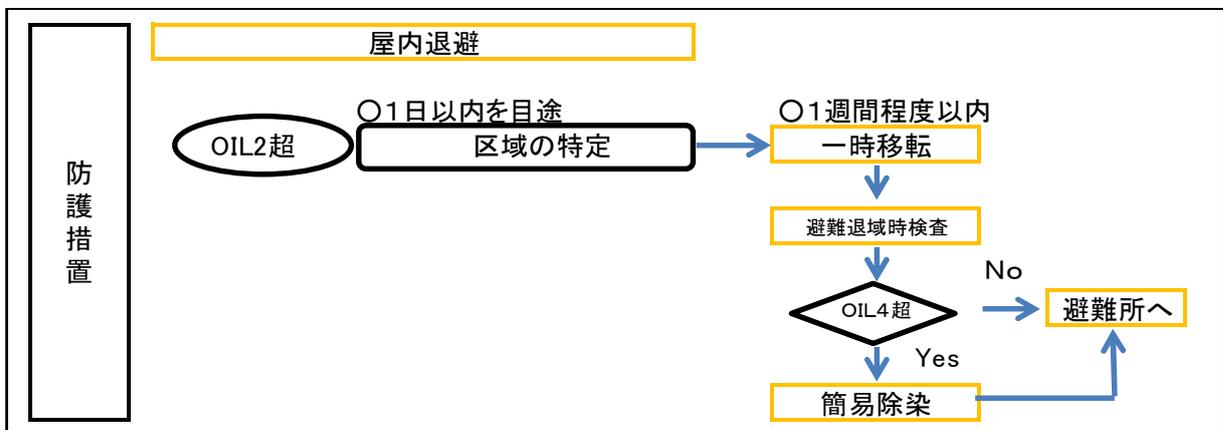
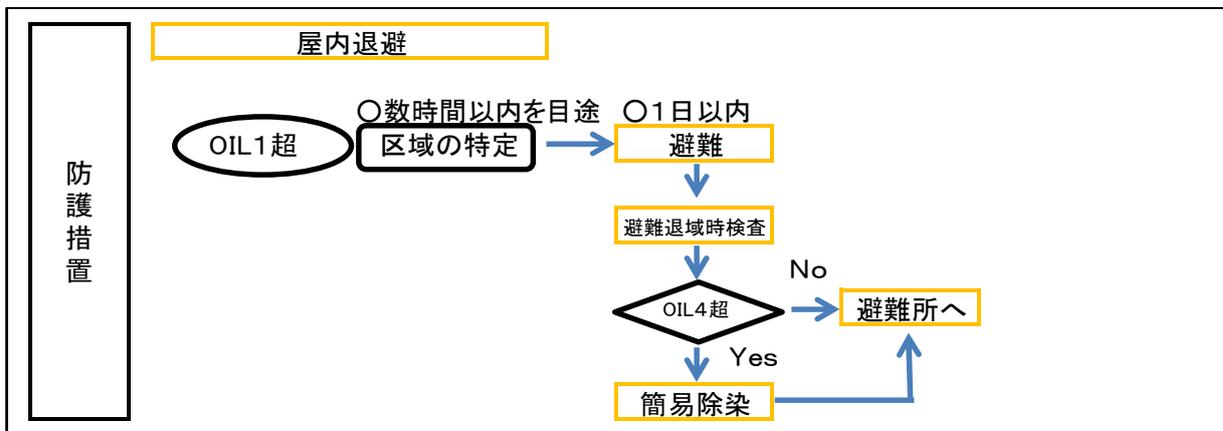
(2) 放射性物質放出後の防護措置

避難対象区域では、緊急時モニタリングによる空間線量率等の測定結果を OIL の基準に照らし、次のとおり必要な防護措置を実施するものとする。

【OIL に応じた防護措置】

基準の種類	空間放射線量率等	必要な防護措置
OIL1	500 $\mu$ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施する(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)。
OIL2	20 $\mu$ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率)	1 日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施する。
OIL4	$\beta$ 線 : 40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等に対し避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に除染する。

【OIL に応じた防護措置のフロー】



## 5. 避難等を適切かつ円滑に進めるための取組

町は、避難対象区域の住民はもとよりその他の住民に対して、平素から次の項目の普及・啓発に努め、住民等の避難等が適切かつ円滑に進むよう努めるものとする。

### ア. 避難対象区域の住民に対する項目

- ・ 地域ごとの避難先、一時集合所、避難経路、避難退域時検査場所
- ・ 避難手段、屋内退避や避難を行う時期や方法
- ・ 安定ヨウ素剤の正しい服用方法
- ・ 避難所での生活方法、携行すべき物品
- ・ 原子力災害発生時の情報入手の方法、問合せ窓口
- ・ 放射線に関する正しい知識 など

### イ. その他の住民に対する項目

- ・ 避難対象区域、避難所の場所、避難経路、避難退域時検査場所
- ・ 放射線に関する正しい知識 など

## 第2章 住民の避難等に係る広報

### 1. 広報の基本方針

#### (1) 県や国、防災関係機関等との連携

町は、事故発生時の住民の混乱を防止するため、住民への情報提供、勧告・指示の伝達及び報道機関への情報提供に関し、県や国、防災関係機関及び原子力事業者と密接に連携し、迅速に広報を行うものとする。

#### (2) 広報媒体の効果的な活用

災害や防災に関する情報提供は、緊急告知FMラジオ、緊急速報メール、テレビ、ホームページ、広報車等を効果的に活用するものとする。

#### (3) 定期的な情報提供

情報の空白期間が生じることによる流言飛語や様々な混乱の発生等を防止するため、特段の情報変化がなくても、繰り返し定期的に情報提供を行うものとする。

#### (4) 分かりやすい広報

情報提供に際しては、情報の発信元を明確にし、分かりやすい広報を心がけるとともに、視聴覚障害者や外国人にも配慮し、報道機関等の協力を得て、テレビやラジオ等における字幕や文字放送、外国語による放送等を活用するものとする。

### 2. 事故の各段階に応じた広報

#### (1) 事故等の発生から全面緊急事態までの広報

町は、県と連携し、正確な事故情報を迅速に提供するとともに、冷静な行動を呼びかけるものとする。

#### (2) 放射性物質放出後の広報

町は、県と連携し、屋内退避や避難等の対象となる区域名を重点的に広報するとともに、避難退域時検査実施場所、安定ヨウ素剤の配布場所等の情報を提供するものとする。

### 第3章 住民等の避難

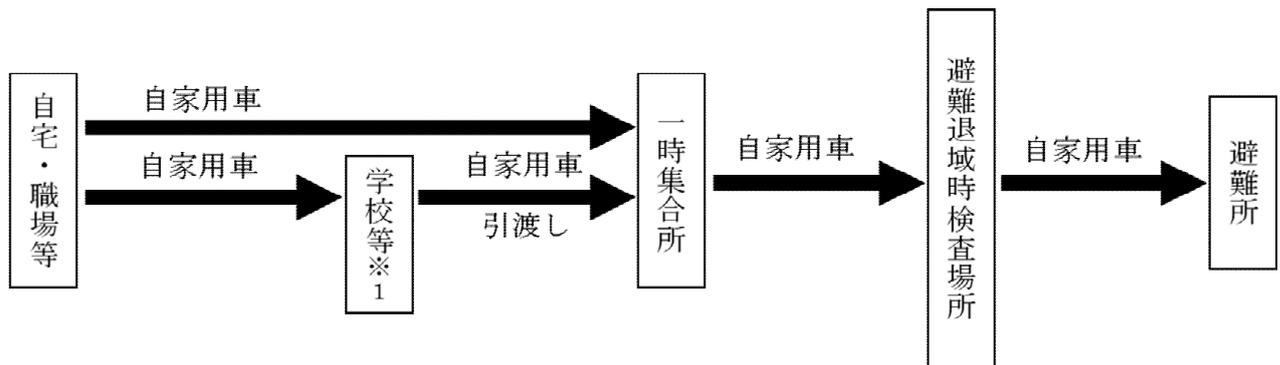
#### 1. 一般住民の避難

##### (1) 避難の方法

- ・ 避難対象区域においては、屋内退避の指示が発せられた段階で帰宅することを原則とする。  
また、当該地域において、屋内退避の指示を受けた当該対象地区外の住民であって、自宅のある地域が既に避難の対象となっていることなどにより帰宅が困難な場合には、滞在している場所に屋内退避するものとする。
- ・ 避難、一時移転等の指示を受けた住民等は、自家用車等による避難を開始するものとする。
- ・ 避難、一時移転等の指示を受けた住民等であって、自家用車等を持たない又は使用が困難な者は、町があらかじめ指定した盛金・北富田地区内のマイクロバス停車地点からマイクロバス等で一時集合所へ移動した後、マイクロバスやバス等により避難するものとする。
- ・ 県は、避難した住民等に放射性物質が付着しているかどうかを検査し、移動に問題がないことを確認するため、避難退域時検査を実施するものとする。

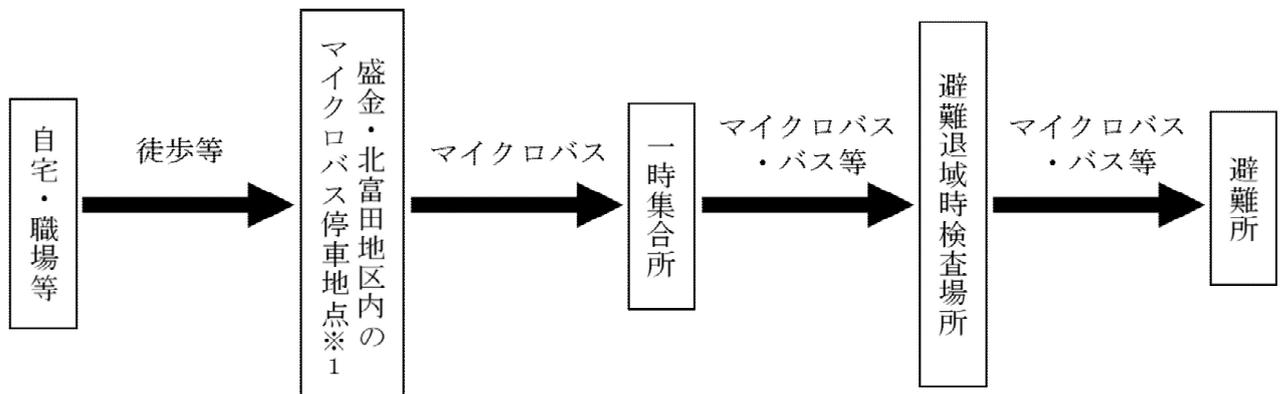
#### 【避難のフロー】

##### ○ 自家用車で避難をする場合



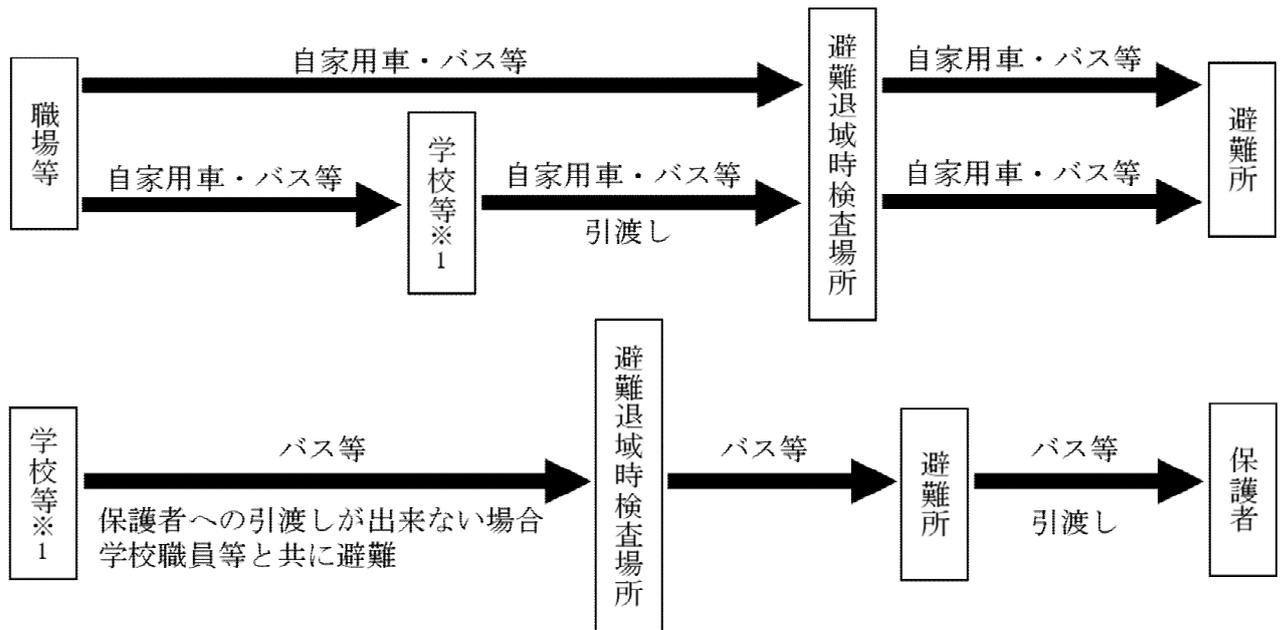
※1 児童・生徒については、警戒事態から保護者への引渡しを実施しているので、ここでは引渡しが未了の児童・生徒の場合

##### ○ 自家用車で避難をしない場合



※1 マイクロバスの停車地点は、現在選定中

○ 帰宅が困難な場合



※1 児童・生徒については、警戒事態から保護者への引渡しを実施しているため、ここでは引渡しが未了の児童・生徒の場合

(2) 避難手段

避難手段については、自家用車を基本とする。また、自家用車を持たない又は使用しない住民の避難手段については、町又は県が手配したバス、福祉車両等を充てるほか、鉄道、ヘリコプター、自衛隊車両などあらゆる手段を検討する。

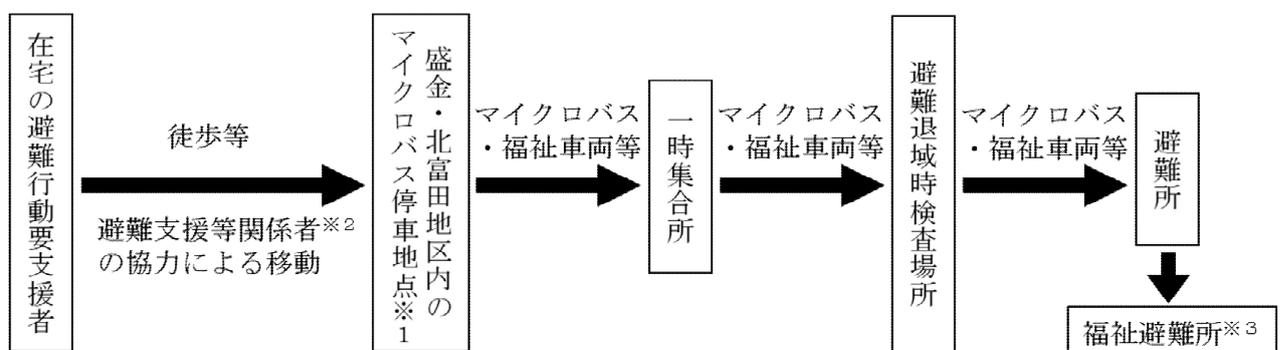
2. 要配慮者の避難

(1) 避難の方法

避難対象区域内の避難行動要支援者※1は、避難、一時移転等の指示が発せられた場合には、避難支援等関係者の協力を得て、あらかじめ定められた個別計画等に基づき、避難所又は福祉避難所へ避難する。

※1 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

【避難のフロー】



※1 マイクロバスの停車地点は、現在選定中

※2 自主防災組織、民生委員、消防機関、警察、社会福祉協議会その他の避難支援等の実施に携わる関係者

※3 避難所での生活が困難な場合

## (2) 避難手段

町は、あらかじめ登録されている在宅の避難行動要支援者の避難支援を、避難支援等関係者の協力を得て行うものとする。

## 3. 一時滞在者の避難

### (1) 帰宅勧告

町は、県と連携し、観光客等の一時滞在者に対して、施設敷地緊急事態等の段階で帰宅することを勧告し、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うものとする。

### (2) 帰宅できない場合の対応

避難が指示された段階で帰宅等ができない場合は、最寄りの一時集合所から住民と共にバス等により避難を行うものとする。

## 4. 外国人への配慮

### (1) 情報提供

町は、県と連携し、東海第二発電所の事故の状況、屋内退避・避難指示情報等が正確に伝わるよう報道機関及び語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用し、適切に情報提供を行うものとする。

### (2) 相談窓口

町は、県と連携し、外国人からの問合せ等に対応するものとする。

## 第4章 複合災害への当面の対応

### (1) 避難所が被災した場合の対応

ア. 町は、避難所の被災状況及び避難の受入れが可能かどうかの確認を早急に行うものとする。

イ. 町は、避難所が被災し、避難の受入れが困難となった場合には、大子町地域防災計画に定める避難場所を基に、別に避難所を選定する。

ウ. 町が被災した場合において、第二の避難先（避難所）を町外に確保する必要がある場合には、町は、県及び国に支援を要請するものとする。

### (2) 被災した道路等の情報提供

町は、県と連携し、大規模地震等により被災通行不能となった道路等について、迅速に情報提供を行うものとする。

## 第5章 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査の実施

### 1. 安定ヨウ素剤の配布・服用

- ア. 町は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、原則として医師に関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。
- イ. 安定ヨウ素剤の緊急配布については、一時集合所となる下小川コミュニティセンターで行うこととし、避難・服用自体を遅延させない工夫や被ばくを避けるための方策を講じるものとする。
- ウ. 避難が指示された段階で帰宅等できない一時滞在者は、最寄りの一時集合所から住民と共に避難する際に、備蓄されている安定ヨウ素剤を服用するものとする。

### 2. 避難退域時検査の実施

- ア. 避難退域時検査は、避難者や他の者及び環境に対して影響を及ぼすほどの放射性物質の付着（汚染）がないことを確認するために行うものとする。
- イ. 町は、県や国、指定公共機関及び原子力事業者と連携協力し、国が定める手順に従い、住民等の避難退域時検査及び除染を支援する。
- ウ. 避難退域時検査の対象は、避難指示を受けた住民（ただし、放射性物質が事業所外に放出される前に避難退域時検査場所を通過する住民を除く。）及びその携行物品とする。
- エ. 当町の避難対象区域の住民等に係る避難退域時検査場所については、大子町立中央公民館駐車場とする。ただし、当該箇所における実施が困難な場合には、県と協議し別に定める。
- オ. 避難退域時検査を実施するに当たっては、避難退域時検査場所を通過する車両の台数やモニタリングデータ等を踏まえ、効率的に行うものとする。

## 第6章 避難所の開設及び運営

### (1) 開設・運営

ア. 避難所の開設及び避難者の受入業務については、町が行うものとする。

また、県有施設を避難所とする必要がある場合には、県が主体的に行うことを基本とする。

イ. 町は、できるだけ早期に職員を避難所に派遣し、避難所の運営を開始する。

また、避難所の運営については、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行うことができるものとする。

ウ. 避難所の運営については、安全の確保、情報の提供、食事の提供、医療体制、教育環境等に留意するとともに、相談窓口を設置するなど適切な対応に努めるものとする。

エ. 避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず、施設管理者が引き続き行うものとする。

オ. 避難者が避難所の受入人数を超えるなど、避難所の運営に支障が生じる、又はそのおそれがある場合は、町は、県と協議・調整の上、他の避難所を確保するものとする。

カ. 町は、必要と認められる場合、福祉避難所を開設するものとする。

ただし、町外に福祉避難所を開設する必要がある場合には、避難者の受入業務については、避難先市町村と連携・共同して行うものとする。

### (2) 避難物資の確保

ア. 町は、避難に際して必要となる食糧や毛布等について、町及び県が備蓄する物資を活用するほか、必要に応じ、国、関係事業者、避難先市町村等に要請し、迅速に確保するものとする。

イ. 関係機関や他の地域等からの食糧や資機材等の支援が迅速かつ円滑に受けられるよう、県及び国と連携しながら早期に体制を整えるものとする。

### (3) 避難者名簿の作成

町は、避難所ごとに避難者名簿を家族単位で作成するものとする。

### (4) 避難が長期化した場合の対応

ア. 避難が長期化する場合に備え、町は、県及び国と連携し、避難者がホテルや旅館等へ移動できるようあらかじめ体制を整備するものとする。

イ. 町は、県及び国と連携し、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、賃貸住宅等の活用及びあっせんにより避難所の早期解消に努めるものとする。

(5) 避難所における要配慮者の支援

ア. 社会福祉施設入所者及び病院等入院患者については各施設職員が、在宅の避難行動要支援者については家族が、中心となって支援を行うものとする。

イ. 町は、支援要員の不足が生じ、又はそのおそれがある場合は、県や国、他の市町村等に要請し、医療・福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保するものとする。

(6) 行政窓口の設置

町は、必要と認められる場合には、避難者に対する行政サービスを提供するための行政窓口を避難先の周辺に設置するものとする。

## 第7章 避難状況の確認

### (1) 住民避難の確認

ア. 避難する住民は避難する際に避難済であることを、また、避難することが困難な住民は支援が必要であることを示す目印を玄関等に表示するものとする。

イ. 町は、県と連携し、自主防災組織、消防団、警察等の協力を得て住民が避難済みであること等の確認を行い、町災害対策本部等でその状況を把握しておくものとする。

### (2) 避難者の所在確認

町は、避難者の所在について、避難所に避難した住民については避難者名簿により、避難所以外に避難した住民については警察や消防のほか避難した住民からの情報等を基に確認するものとする。その際、個人情報の取扱には、十分配慮するものとする。

## 第8章 今後の課題

広域避難計画の実効性を高めるため、引き続き次の事項について検討を進め、その結果を本計画に順次反映させていくものとする。

- ・避難行動要支援者の避難体制の整備
- ・避難手段の確保
- ・安定ヨウ素剤の緊急配布体制
- ・複合災害への対応（第二の避難先の確保、行政機能の業務継続体制）
- ・避難住民の生活支援

### 第3編 常陸太田市からの広域避難受入計画

#### 第1章 広域避難受入のための体制等

##### 1. 受入れのための体制

県や原子力事業者からの原子力災害発生情報を入手し、常陸太田市の広域避難が予測される場合又は同市から広域避難の受入要請がある場合、速やかに「原子力災害対策計画」を適用して、「災害対策本部」を設置し、「応援連絡調整所」を開設するとともに、「本部会議」の開催により受入方針の決定、同市との協議等を実施して、全庁横断した組織的な受入準備、避難者の受入れ、各種支援等を実施する。設置・開設する組織及び設置・開設基準は、次のとおりとする。

設置・開設する組織	設置・開設基準
災害対策本部 応援連絡調整所	①県や原子力事業者からの原子力災害発生情報を入手し、常陸太田市の広域避難が予測される場合 ②同市から広域避難の受入要請がある場合 ③自主的な広域避難受入準備をする場合

##### (1) 災害対策本部

常陸太田市の広域避難が予測される場合又は同市から広域避難の受入要請がある場合においては、速やかに「災害対策本部」を設置し、組織的な活動を実施する。

この際、本部員は災害発生時における災害対策本部に準じるとともに、任務についてもその分掌事務に準ずる。また、各機能別による「災害対策班」を編成する必要がある場合は、実際の状況により必要とする班を編成し、有機的かつ組織的に対応する。災害対策本部の編成基準は、次のとおりとする。

区分	編成基準	
本部員	本部長	町長
	副本部長	副町長、教育長
	部員	各部長、各副本部長、総務課防災担当
本部事務局	総務課	「応援連絡調整所」を兼務する。
各部	総務部、厚生部、経済部、建設部、教育部、水道部、消防部	

##### (2) 本部事務局

総務課をもって「本部事務局」業務を実施して、災害対策本部全般を統括する。この際、必要に応じ各部から所要の職員を増強する。

(3) 応援連絡調整所

常陸太田市の広域避難が予測される場合又は同市から広域避難の受入要請がある場合は、速やかに「応援連絡調整所」を開設し、本部事務局と兼務するとともに、広域避難受入に係る連絡調整を実施する。

この際、「総務課」が主管として開設・運営するとともに、専門分野の機能が必要な場合及び増員が必要な場合は、関係する課等の職員を編入する。

【広域避難受入の体制】



※必要に応じ機能別による「災害対策班」を編成

## 2. 受入れのための施設

### (1) 避難中継所

常陸太田市との協議結果、大子町の受入方針等の決定に伴い、速やかに災害対策班を編成するとともに、同市の広域避難計画に基づく「避難中継所」を最優先に開設し、円滑な避難受入体制の確立に努め、避難受入の初期段階における混乱、錯綜等の軽減を図る。

避難中継所の実施要領は、次のとおりとする。

項目	実施要領
開設場所	大子町立大子中学校、茨城県立大子清流高等学校及び大子町立袋田小学校に開設する。
開設・運営	① 「避難班」(福祉課、町民課)が主管となり開設・運営する。 ② 各部からの所要の人員を増強し運営する。 (人員の差出数は、当時の状況による。)
避難中継所の役割	① 当初の「移動目標」 ② 避難者の概要把握(受付等) ③ 各避難所への誘導・案内

### (2) 避難所

「避難所」は、大子町の災害発生時における開設・運営要領に準ずるとともに、避難所の配分は、各行政区が分散しないよう努めて近傍地域に避難できるよう留意する。

#### ア 開設・運営要領

避難所の開設・運営要領は、次のとおりとする。

項目	開設・運営要領
開設・運営	①「避難班」が主管となり開設・運営する。 ②各部から所要の人員を増強し運営する。 (人員の差出数は、当時の状況による。)

#### イ 避難所(13箇所)

避難所を開設する施設は、次のとおりとする。

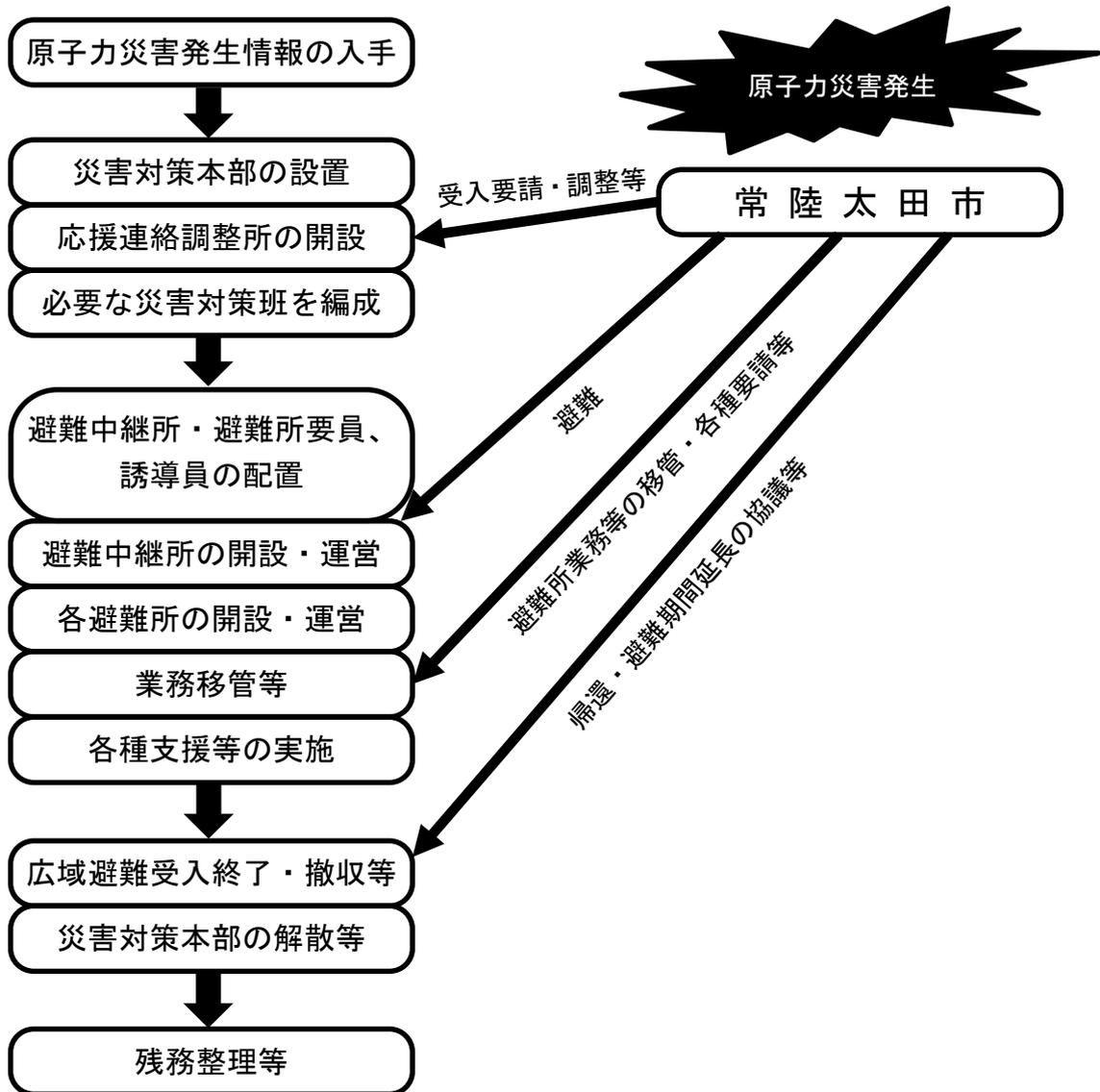
区分	開設する施設
高等学校	茨城県立大子清流高等学校
中学校	大子町立大子中学校、大子町立生瀬中学校、大子町立大子西中学校、大子町立南中学校
小学校	大子町立だいご小学校、大子町立生瀬小学校、大子町立依上小学校、大子町立さはら小学校、大子町立袋田小学校、大子町立上小川小学校、旧黒沢小学校
公民館、コミュニティセンター等	黒沢コミュニティセンター

## 第2章 常陸太田市広域避難の受入れ

### 1. 広域避難受入の手順

「広域避難受入」の基本的手順は、次のとおりとする。

【広域避難受入の基本的手順】



## 2. 避難経路

### ア 常陸太田市

常陸太田市の町域別避難先及び避難経路は、次のとおりである。

地区名	山田		
町名	松平町・和田町・東連地町・棚谷町・国安町		
避難先	大子町		
一時集合所	山田公民館	常陸太田市松平町 1136	0294-85-1400
避難経路	県道 33 号（常陸太田大子線）→国道 461 号→国道 118 号		
避難中継所 兼避難所	大子町立大子中学校	大子町大字池田 1648	0295-72-0158
避難所	大子町立だいが小学校	大子町大字大子 460	0295-72-0044
	黒沢コミュニティセンター	大子町大字町付 910-1	0295-77-0135
	旧黒沢小学校	大子町大字町付 1543	0295-72-1119 (財政課)
	大子町立生瀬小学校	大子町大字高柴 1974	0295-76-0004
	大子町立生瀬中学校	大子町大字内大野 2963-1	0295-76-0006

地区名	染和田		
町名	和久町・町田町・西染町・中染町・東染町・河内西町		
避難先	大子町		
一時集合所	水府総合センター	常陸太田市町田町 163-1	0294-85-0142
避難経路	和久町	県道 33 号（常陸太田市大子線）→国道 461 号→国道 118 号→国道 461 号 →県道 160 号（梨野沢大子線）	
	町田町		
	西染町		
	中染町		
	東染町	県道 36 号（日立山方線）→県道 33 号線（常陸太田大子線）	
	河内西町		
避難中継所 兼避難所	茨城県立大子清流高等学校	大子町大字大子 224	0295-72-0079
避難所	大子町立依上小学校	大子町大字下金沢 217-1	0295-72-8549
	大子町立さはら小学校	大子町大字左貫 1990-3	0295-78-0009
	大子町立大子西中学校	大子町大字芦野倉 733	0295-72-9035

地区名	天下野		
町名	天下野町		
避難先	太子町		
一時集合所	天下野地域交流センター	常陸太田市天下野町 4848	0294-87-0016
避難経路	県道 33 号 (常陸太田市太子線) → 国道 461 号		
避難中継所 兼避難所	太子町立袋田小学校	太子町大字袋田 1457-1	0295-72-3218
避難所	太子町立南中学校	太子町大字頃藤 3708	0295-74-0024
	太子町立上小川小学校	太子町大字頃藤 5017-2	0295-74-0029

地区名	久米		
町名	久米町・薬谷町・玉造町・芦間町		
避難先	福島県石川町		
一時集合所	久米小学校	常陸太田市大里町 4401	0294-76-1700
避難経路	国道 293 号→国道 118 号→県道 14 号 (いわき石川線)		
避難中継所 兼避難所	石川町立石川中学校武道館	石川町大字双里字川向 165	0247-26-2315
避難所	町武道館	石川町大字双里字川向 91-1	0247-26-1461
	中谷自治センター (体育館)	石川町大字双里字神主 34-1	0247-26-1457
	中谷自治センター (旧農村婦人の家)	石川町大字双里字神主 34-1	0247-26-1457
	旧中谷第一小学校	石川町大字形見字形見 217	—
	旧中谷第二小学校	石川町大字中田字八又 396-1	—

地区名	郡戸		
町名	花房町・新地町・松栄町・中野町・小島町		
避難先	福島県平田村		
一時集合所	郡戸小学校	常陸太田市中野町 2	0294-76-2091
避難経路	花房町	国道 293 号→国道 118 号→県道 14 号 (いわき石川線) → 県道 40 号 (飯野三春石川線) → 県道 42 号 (矢吹小野線) → 国道 49 号	
	新地町		
	松栄町		
	中野町		
	小島町		
避難中継所 兼避難所	平田村勤労者体育センター	平田村大字永田字切田 158-4	0247-55-2131
避難所	平田村地域福祉センター	平田村大字永田字戸花 150	0247-55-3500
	平田村中央公民館	平田村大字永田字切田 158-5	0247-55-2131
	平田村林業研修会館	平田村大字北方字後川 58	0247-54-2057
	旧蓬田中学校	平田村大字上蓬田字切山 1	—
	旧小平中学校	平田村大字北方字後川 88	—
	平田村立小平小学校	平田村大字北方字蛇石 59	0247-54-2001
	福島県立小野高等学校平田校	平田村大字上蓬田字切山 27	0247-55-2675

地区名	金郷		
町名	高柿町・大方町・竹合町・箕町・下利員町・中利員町・千寿町・岩手町・宮の郷町		
避難先	福島県石川町		
一時集合所	交流センターふじ	常陸太田市高柿町 272	0294-76-2221
避難経路	高柿町	県道 62 号（常陸那珂港山方線）→県道 29 号（常陸太田那須烏山線）→国道 118 号	
	大方町		
	竹合町		
	箕町		
	下利員町		
	中利員町		
	千寿町		
	岩手町		
	宮の郷町	国道 293 号→国道 118 号	
避難中継所 兼避難所	総合体育館	石川町字渡里沢 296-8	0247-26-8038
避難所	町公民館	石川町字高田 200-2	0247-26-2566
	福島県立石川高等学校	石川町字高田 200-1	0247-26-1656
	旧石川小学校	石川町字関根 165	—
	共同福祉施設	石川町字関根 1-1	0247-26-3211
	勤労青少年ホーム	石川町字当町 418-1	0247-26-0475
	母畑自治センター	石川町大字母畑字小田口 43	0247-26-1593
	旧母畑小学校	石川町大字母畑字樋田 60	—
	野木沢自治センター	石川町大字中野字水無 59	0247-26-4939
	石川町立野木沢小学校	石川町大字曲木字燈籠場 5	0247-26-1624

地区名	金砂		
町名	上利員町・下宮河内町・赤土町・上宮河内町		
避難先	福島県石川町		
一時集合所	金砂ふるさと体験交流施設	常陸太田市下宮河内町 820	0294-76-9899
避難経路	県道 29 号（常陸太田那須烏山線）→国道 118 号→県道 11 号（白河石川線）		
避難中継所 兼避難所	石川町立沢田小学校	石川町大字沢井字上ノ原 75	0247-26-2257
避難所	福島県立石川養護学校	石川町字猫啼 360-3	0247-26-5544
	老人福祉センター	石川町字松木下 88	0247-26-3793
	山橋自治センター	石川町大字南山形字中野沢 55	0247-26-1065
	沢田自治センター	石川町大字沢井字大池下 77-1	0247-26-0696
	旧沢田中学校	石川町大字沢井字上ノ原 32	—

地区名	高倉		
町名	下高倉町・上高倉町		
避難先	福島県矢祭町		
一時集合所	高倉地域交流センター	常陸太田市下高倉町 1	0294-87-0360
避難経路	県道 33 号（常陸太田大子線）→国道 461 号→国道 118 号		
避難中継所 兼避難所	矢祭町体育センター	矢祭町大字金沢字蕨平 4-7	0247-46-2077
避難所	矢祭町立矢祭中学校	矢祭町大字東館字大寄 40	0247-46-2034

イ 常陸大宮市

常陸大宮市の町域別避難先及び避難経路は、次のとおりである。

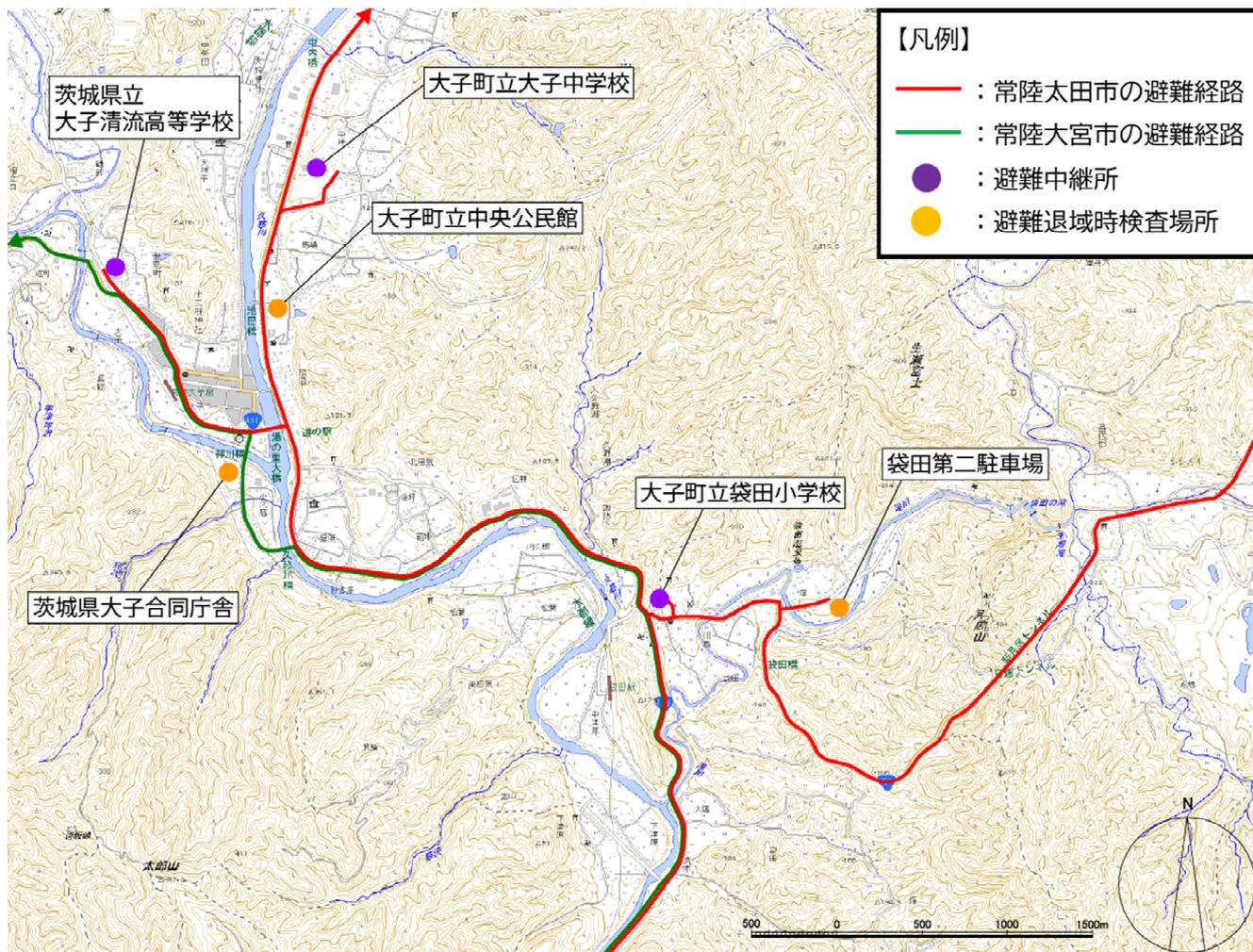
小学校区名	大賀小		
字名	上大賀・岩崎・小祝・鷹巣		
避難先	栃木県那須塩原市		
一時集合所	常陸大宮市立大賀小学校	常陸大宮市小祝 218-2	0295-52-0518
避難経路	国道 118 号→国道 461 号→県道 13 号線（大子黒羽線）→国道 461 号→国道 400 号→国道 4 号		
避難中継所 兼避難所	にしなすの運動公園	那須塩原市高柳 10	0287-38-0047
避難所	東那須野公民館	那須塩原市東小屋 474-11	0287-67-1163
	西公民館	那須塩原市四区町 661	0287-37-1677
	大山公民館	那須塩原市下永田 8-7-36	0287-37-6130

小学校区名	山方		
字名	山方、西野内、諸沢、北富田		
避難先	栃木県大田原市		
一時集合所	山方小学校	常陸大宮市	0295-52-0518
避難経路	国道 118 号→国道 461 号→県道 13 号線（大子黒羽線）→国道 461 号→国道 400 号		
避難中継所 兼避難所	大田原体育館・武道館	大田原市本町 1-1-1	0287-22-4143
避難所	県北体育館	大田原市美原 3-2-62	0287-22-8016
	金田南地区公民館	大田原市南金丸 1870-5	0287-23-2260
	親園農村環境改善センター	大田原市花園 1973	0287-28-2444
	旧須佐木小学校	大田原市須佐木 28	0287-57-0012
	旧両郷中学校体育館	大田原市中野内 580	0287-59-0004
	両郷地区コミュニティセンター	大田原市中野内 773	0287-59-0111

小学校区名	旧家和楽青少年の家		
字名	舟生、盛金、家和楽		
避難先	栃木県大田原市		
一時集合所	旧家和楽青少年の家	常陸大宮市	
避難経路	国道 118 号→国道 461 号→県道 13 号線（大子黒羽線）→国道 461 号→国道 400 号		
避難中継所 兼避難所	大田原体育館・武道館	大田原市本町 1-1-1	0287-22-4143
避難所	黒羽体育館	大田原市前田 1020	0287-54-2858
	金田北地区公民館	大田原市市野沢 1988-1	0287-23-3253
	野崎研修センター	大田原市野崎 2-26-2	0287-29-2605

小学校区名	山方南小		
字名	照山、小貫、野上		
避難先	栃木県大田原市		
一時集合所	山方南小学校	常陸大宮市	0295-52-0518
避難経路	国道 118 号→国道 461 号→県道 13 号線（大子黒羽線）→国道 461 号→国道 400 号		
避難中継所 兼避難所	大田原体育館・武道館	大田原市本町 1-1-1	0287-22-4143
避難所	佐久山地区公民館	大田原市佐久山 2287-1	0287-28-0872
	黒羽・川西地区公民館	大田原市黒羽田町 848	0287-54-0184
	湯津上農村環境改善センター	大田原市湯津上 5-776	0287-98-3425
	大田原西地区公民館	大田原市浅香 3-3578-747	0287-22-6892
	ふれあいの丘青少年研修センター	大田原市福原 1411-22	0287-28-3131

【常陸太田市及び常陸大宮市の避難経路】



### 3. 避難退域時検査の実施

広域避難者に対する放射性物質による汚染状況を確認するため、県は、国、指定公共機関及び原子力事業者と連携協力し、避難退域時検査を行う。大子町では、広域避難受入をする常陸太田市の山田、染和田、天下野地区に加え、町内を通り福島県方面に広域避難をする同市の久米、郡戸、金郷、金砂、高倉地区、さらに、町内を通り栃木県方面に広域避難をする常陸大宮市の大賀小、山方南小、山方小、旧家和楽青少年の家の小学校区の住民の避難退域時検査を支援する。

#### ア 常陸太田市

町内で避難退域時検査を行う常陸太田市の広域避難者の避難退域時検査場所は、次のとおりとする。

行政区	避難退域時検査場所
金郷、金砂	大子町立中央公民館
山田、染和田、天下野、高倉	袋田第二駐車場

※久米、郡戸地区は、大宮運動公園（常陸大宮市内）で避難退域時検査を受ける。

#### イ 常陸大宮市

町内で避難退域時検査を行う常陸大宮市の広域避難者の避難退域時検査場所は、次のとおりとする。

行政区	避難退域時検査場所
大賀小、山方南小、山方小、旧家和楽青少年の家	茨城県大子合同庁舎

### 4. 避難中継所の開設及び運営

「大子町立大子中学校」、「茨城県立大子清流高等学校」及び「大子町立袋田小学校」に避難中継所を開設し、当初の移動目標にするとともに、各自治会等の避難者の把握、情報提供、各避難所への誘導等を実施して、広域避難の初期段階における混乱、錯綜等の軽減を図り、円滑な受入に努める。

#### (1) 避難者の把握

避難者の把握の実施要領は、次のとおりとする。

項目	実施要領
避難中継所	<p>避難する各自治会等の概要を把握する。</p> <p>①把握する事項                      避難退域時検査・除染の実施確認、世帯代表者、家族の状況、要配慮者の有無等を把握</p> <p>②把握した事項の避難要領等への反映                      避難所の割当、避難所に駐車できない車両の駐車要領、要配慮者の各避難所への移動要領等に反映する。</p>
各避難所	<p>各自治会等の詳細を把握する。</p> <p>① 避難者名簿の修正等</p> <p>② 配慮すべき事項等の詳細把握等</p>

(2) 各避難所への誘導・案内

各避難所への避難者の誘導は、避難中継所における受付のほか、避難所の変更、駐車場への駐車要領、避難所への進入要領等の準備完了後、避難中継所に配置した大子町の職員により実施する。  
各避難所への誘導等の実施要領は、次のとおりとする。

誘導区分	実施要領
避難中継所～各避難所への誘導・案内	本部事務局及び各部等から所要の人員をもって、各避難所に誘導・案内を行う。 この際、細部の編成、誘導要領は、当時の状況による。
各避難所における誘導・案内	「避難班」 (各避難所の現地所在の職員)

5. 避難所の開設及び運営

(1) 避難所

避難中継所の開設に並行し、避難者数等に応じた「避難所」を開設し、円滑な避難所への受入れに努める。

この際、避難する自治会の変更、避難者数の増減等の状況の変化に対し、常陸太田市と緊密に連携し、柔軟に対応する。

広域避難受入の対象市民（行政区）は、次のとおりとする。

広域避難受入の行政区	避難者数	総避難者数
山田	1,568 人	3,627 人
染和田	1,379 人	
天下野	680 人	

※避難者数は、平成 31 年 4 月 1 日現在の常陸太田市の町内別人口

避難先、避難者数等の基準は、次のとおりとする。

行政区	避難先	避難者数 (仮配分数)	収容見積(人) (1人当たり3㎡として算出)
山田	大子町立大子中学校	450人	532人
	大子町立だいが小学校	300人	329人
	黒沢コミュニティセンター	68人	109人
	旧黒沢小学校	250人	271人
	大子町立生瀬小学校	250人	266人
	大子町立生瀬中学校	250人	297人
	合計	1,568人	1,804人
染和田	茨城県立大子清流高等学校	629人	675人
	大子町立依上小学校	250人	294人
	大子町立さはら小学校	200人	224人
	大子町立西中学校	300人	345人
	合計	1,379人	1,538人
天下野	大子町立袋田小学校	200人	233人
	大子町立南中学校	280人	315人
	大子町立上小川小学校	200人	254人
	合計	680人	802人

(2) 帰宅困難者及び外国人

常陸太田市からの避難者に「帰宅困難者」及び「外国人」が避難することも予想されることから、避難中継所において確実に把握するとともに、当時の状況により柔軟に対応し、的確な避難受入に努める。

6. 避難中継所・避難所業務等の常陸太田市への移管

避難中継所、避難所の運營業務等の常陸太田市に対する移管の基準は、次のとおりであるが、当時の体制等により移管時期を協議する等柔軟な措置を講ずる。

業務担任市町	業務の移管時期（基準）
常陸太田市	受入れから常陸太田市の体制が確立するまでの間は、大子町が避難所業務等を実施する。
大子町	常陸太田市の体制が確立後、同市に避難所業務等を移管する。
上記の移管時期は基準であり、当時の状況により常陸太田市の体制等を見極めるとともに、相互調整により移管する。	

### 第3章 各種支援

常陸太田市の避難者及び市職員に対する各種支援は、同市の広域避難の状況に鑑み、必要物資の貸与、提供等同市の要請に基づき、柔軟に対応する。

#### 1. 事務所等の提供

常陸太田市職員の事務所（執務室）として、努めて避難中継所である大子町立大子中学校、茨城県立清流高等学校及び大子町立袋田小学校を提供するとともに、避難者の状況等により使用できない場合は、使用可能な町内施設を活用する等柔軟に措置する。

#### 2. 必要物資支援等

##### (1) 必要物資の貸与・提供

常陸太田市からの不足する必要物資等の支援要請に対し、当時の状況により積極的な確保に努め、支援する。

##### (2) 公用車の貸出し・輸送支援

常陸太田市の輸送力が不足する場合において、公用車の貸出し及び輸送支援を同市の要請に対し、当時の状況により柔軟に対応する。

#### 3. 生活支援

常陸太田市の避難者等に対し、給食・給水、入浴、洗濯、ゴミ回収等の各種生活支援を自主積極的に実施する。

項目	概要
給食・給水	避難者等の給食・給水について、常陸太田市の要請に柔軟に対応する。この際、避難初期においては、備蓄品を活用する。
入浴	公共入浴施設の利用を基本とし、細部は常陸太田市との調整による。
洗濯	各避難所における洗濯場の開設を追求するも、町内のコインランドリー等の利用の提示に努める。
ゴミ回収	災害発生時の塵埃処理容量を準用し、各避難所のゴミ回収を当時の状況により計画し実施する。

#### 4. 医療等支援

避難者の健康管理、避難所の衛生環境の維持、食品衛生等について常時配慮し、常陸太田市と連携しつつ、必要に応じ、県に対する保健師の派遣要請等の措置を講ずるとともに、各避難所の健康管理等献身的な医療支援、衛生支援、防疫支援等に努める。

## 第4章 広報

平素から町民に対し、茨城県下に原子力災害が発生した場合、大子町が「常陸太田市」の広域避難を受け入れる旨の広報に努めるとともに、広域避難を受け入れる場合の広報は、同市と連携した「常陸太田市の避難者等に対する広報」及び「町民等に対する広報」に留意し、緊急告知FMラジオ、緊急速報メール、ホームページ、町域・避難所へのチラシ配布等のあらゆる手段を駆使して広報する。

### 1. 常陸太田市の避難者等に対する広報

常陸太田市の避難者等に対する広報は、同市と密接に連携するとともに、同市の要請に柔軟に対応する。予想される主要な広報は、次のとおりとする。

項目	予想される主要な広報
避難生活に係る広報	① 救援物資、入浴、洗濯、ゴミ回収等に関する事項 ② 健康管理、環境衛生等に関する事項 ③ 日常生活に必要な施設、交通、金融等に関する事項 ④ その他当時の状況により必要な事項
生活再建に係る広報	① 茨城県、常陸太田市の状況（汚染状況、他の市町村の状況等） ② その他当時の状況により必要な事項

### 2. 町民等に対する広報

町民等に対する広報は、平素から広報紙、ホームページ等により「常陸太田市の広域避難受入」に係る事項を広報するとともに、広域避難受入時においては、適時に広域避難受入の現況等を広報する。実施すべき主要な広報は、次のとおりとする。

項目	実施すべき主要な広報
平素における広報	① 「原子力災害時における常陸太田市民の広域避難に関する協定書」の概要 ② 原子力災害発生時における「常陸太田市の広域避難受入」に関する事項 ③ その他当時の状況により必要な事項
広域避難受入時の広報	常陸太田市の広域避難受入の現況 ① 広域避難受入の開始時期、避難場所、駐車場、避難者数、車両数等 ② 避難退城時検査実施済みに関する事項（風評被害等の未然防止） ③ 大子町の同市に対する応援（支援）に関する事項 ④ 中央公民館等の施設の使用に関する事項 ⑤ イベントの中止、延期等に関する事項 ⑥ その他当時の状況により必要な事項

## 第5章 安全管理

広域避難に伴う町内における土地勘がない避難者、通行車両等の増加、不慣れな避難所での長・中期間の生活等の特性に鑑み、町内での車両運行、各避難所の安全確保等に留意し、避難者等に対する注意喚起等の措置を講じることにより各種事故等発生 of 未然防止を図る。この際、特に次の安全管理を重視する。

区分	安全管理の重視事項
避難所	① 避難所における危険個所、不安全状態等の排除 ② 火災予防 ③ 避難所の衛生環境の維持（居住場所、トイレ） ④ 食中毒発生の未然防止 ⑤ 流行疾患の拡散防止 ⑥ 生活規律等の周知徹底
交通	① 茨城県下、町内における交通特性等の周知 ② 自家用車、自転車等運転時の防衛運転等の注意喚起
防犯	① 避難所等における盗難、わいせつ、暴力等の犯罪発生の防止 ② 必要により大子町の「防犯パトロール」の強化等

## 第6章 応援力向上のための取組

### 1. 本計画の検証及び見直し

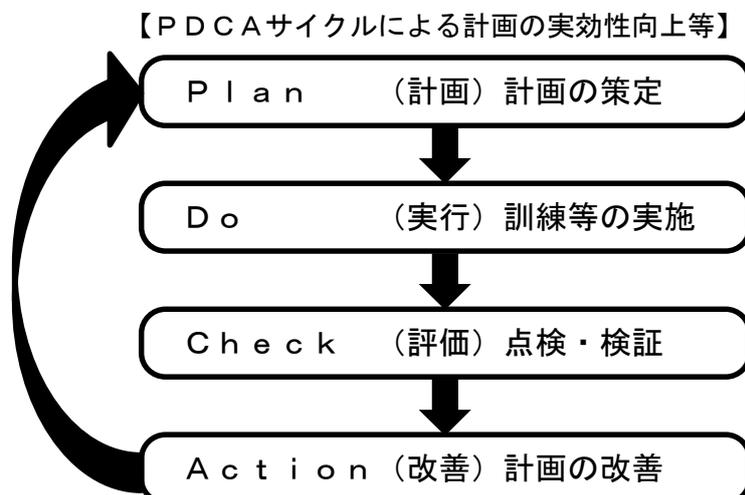
「常陸太田市からの広域避難受入計画」は、「PDCA」サイクルにより、検証、見直し等を実施して計画の実効性を向上させるとともに、関係機関等の計画の整合及び職員等への普及徹底を図る。

#### (1) 検証

常陸太田市との現地確認、図上訓練、広域避難の共同訓練等により本計画を検証し、計画見直しのための資を得るとともに、訓練成果の累積に留意する。

#### (2) 見直し

教育訓練における検証及び成果の反映のほか、国、県、他の市町村等の知見等を柔軟に取り入れ、常時計画を見直し、修正する。



## 2. 広域避難受入体制の向上

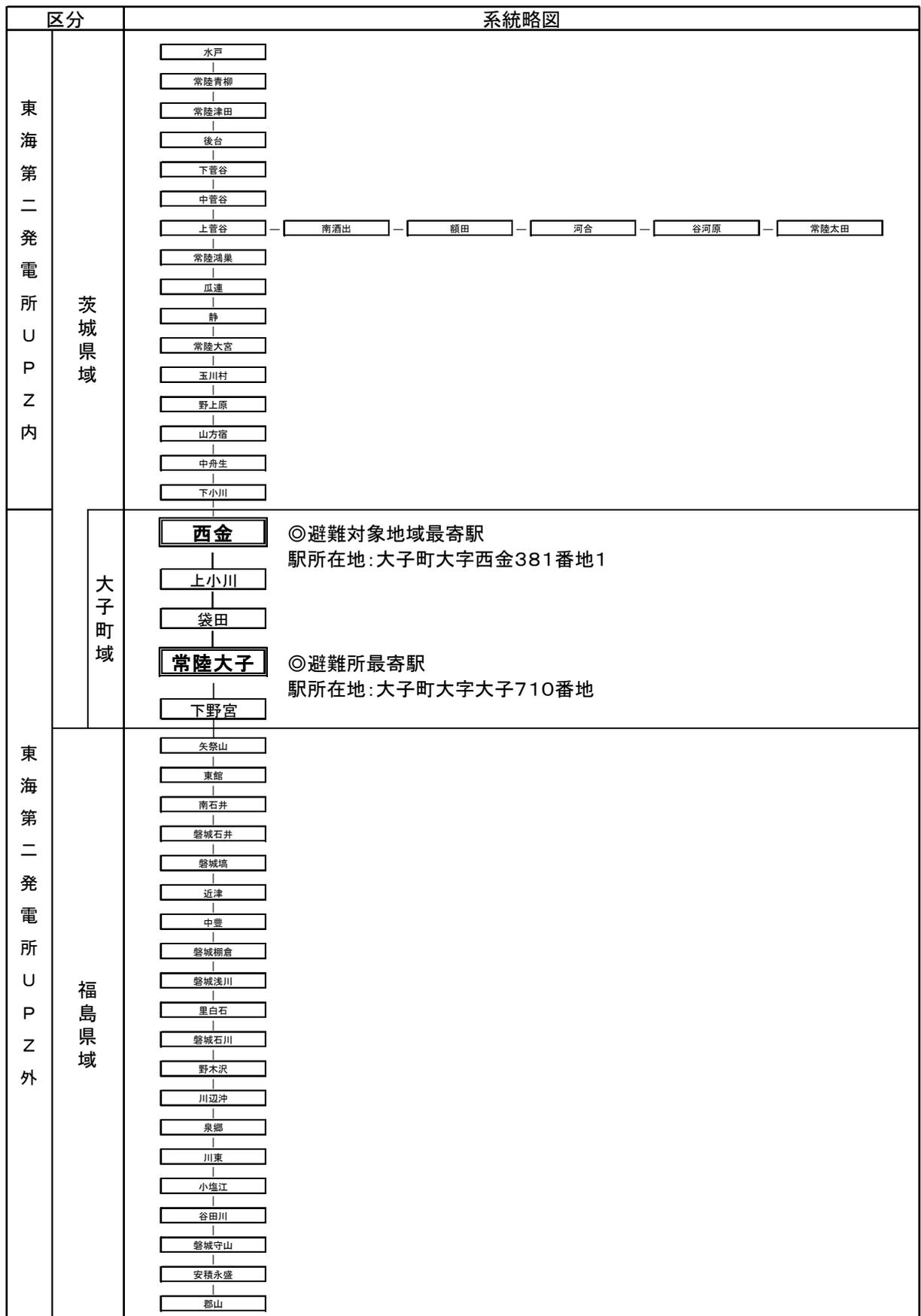
当面、次の事項を重視し、応援体制の向上を図る。

区分	応援体制向上のため当面実施すべき事項
共同訓練の実施	常陸太田市との現地確認、広域避難訓練等の共同訓練の計画・実施を追求する。
計画の実効性の向上	常陸太田市との共同訓練、大子町計画の防災訓練等の成果を本計画に反映する等による本計画の実効性の向上を図る。
大子町の応援力の向上 現場職員の人材育成	教育訓練等により大子町役場の組織力、災害対応力の向上を図るとともに、真に役立つ有能な職員への人材育成を図る。

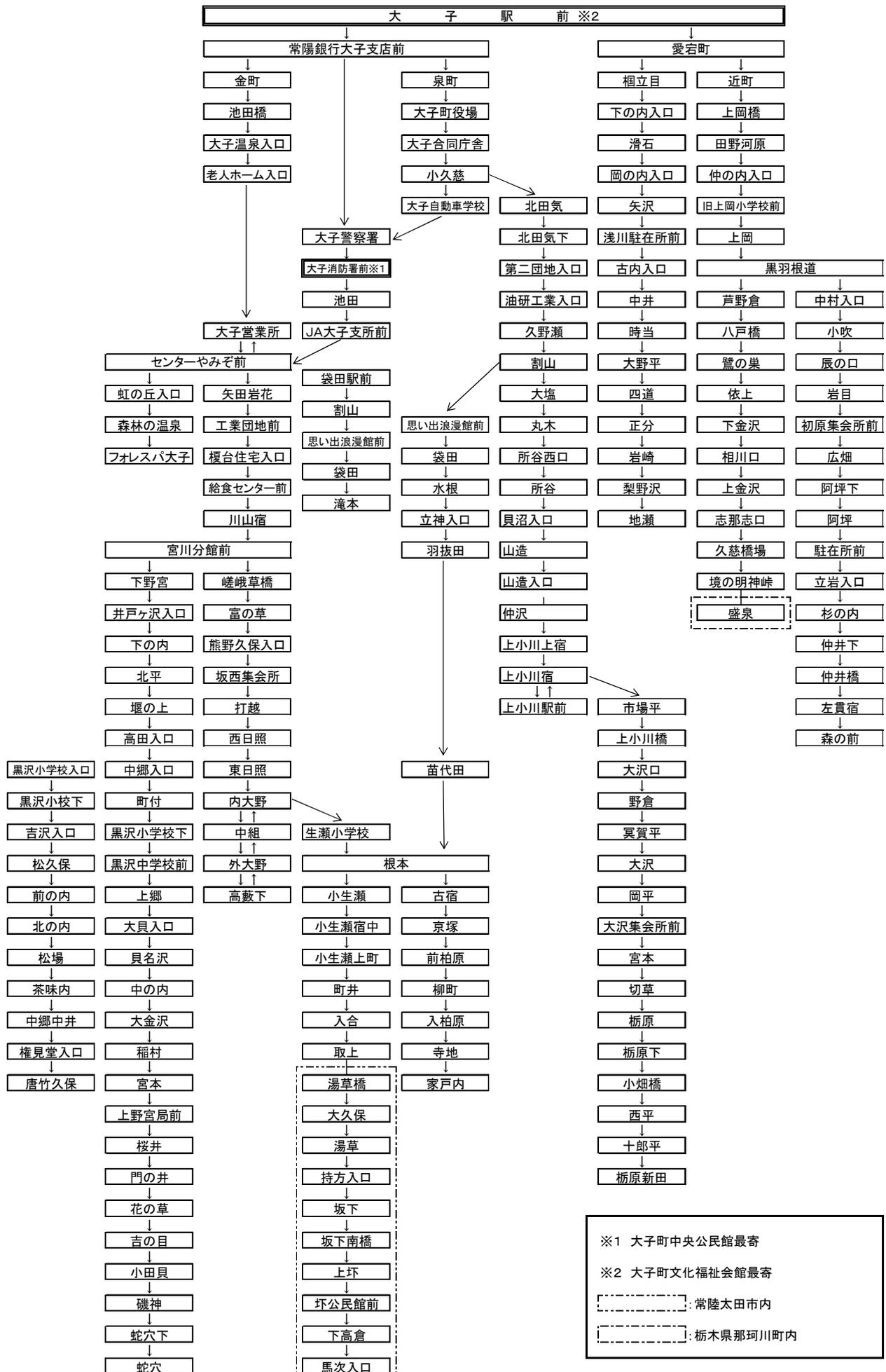
## 3. 応援に係る教育訓練

平素から常陸太田市、関係市町村等との間において、現地確認、広域避難訓練等の共同訓練の実施に留意する等により相互の応援・受援に係る練度の向上及び連携の強化を図る。

【参考資料 1 JR 水郡線系統略図】



【参考資料2 茨城交通バス系統略図】



※1 大子町中央公民館最寄  
 ※2 大子町文化福祉会館最寄  
 [Dashed Box]: 常陸太田市内  
 [Dotted Box]: 栃木県那珂川町内

【参考資料3 連絡用ヘリコプター発着場】

①茨城県防災ヘリコプター応急離着陸場一覧

市外局番0295

No.	種別	名 称	地名・地番	連 絡 先
1	緊急	大子町消防本部東側駐車場	池田2626	消防本部 72-0119
2	緊急	大子中学校	池田1648	学校 72-0158 教育委員会事務局 79-0170
3	緊急	大子広域公園	浅川2921	大子広域公園 72-5824 建設課 72-2611
4	緊急	大子西中学校	芦野倉733	学校 72-9035 教育委員会事務局 79-0170
5	緊急	南中学校	頃藤3870	学校 74-0025 教育委員会事務局 79-0170
6	緊急	大子ふれあい牧場	高柴3709	管理事務所 76-1501・1502 農林課 72-1128
7	緊急	奥久慈憩いの森	高柴4164-3	管理事務所 76-0002 農林課 72-1128
8	緊急	湯の里公園	大子777	建設課 72-2611

②ドクターヘリ 大子町ランデブーポイント一覧

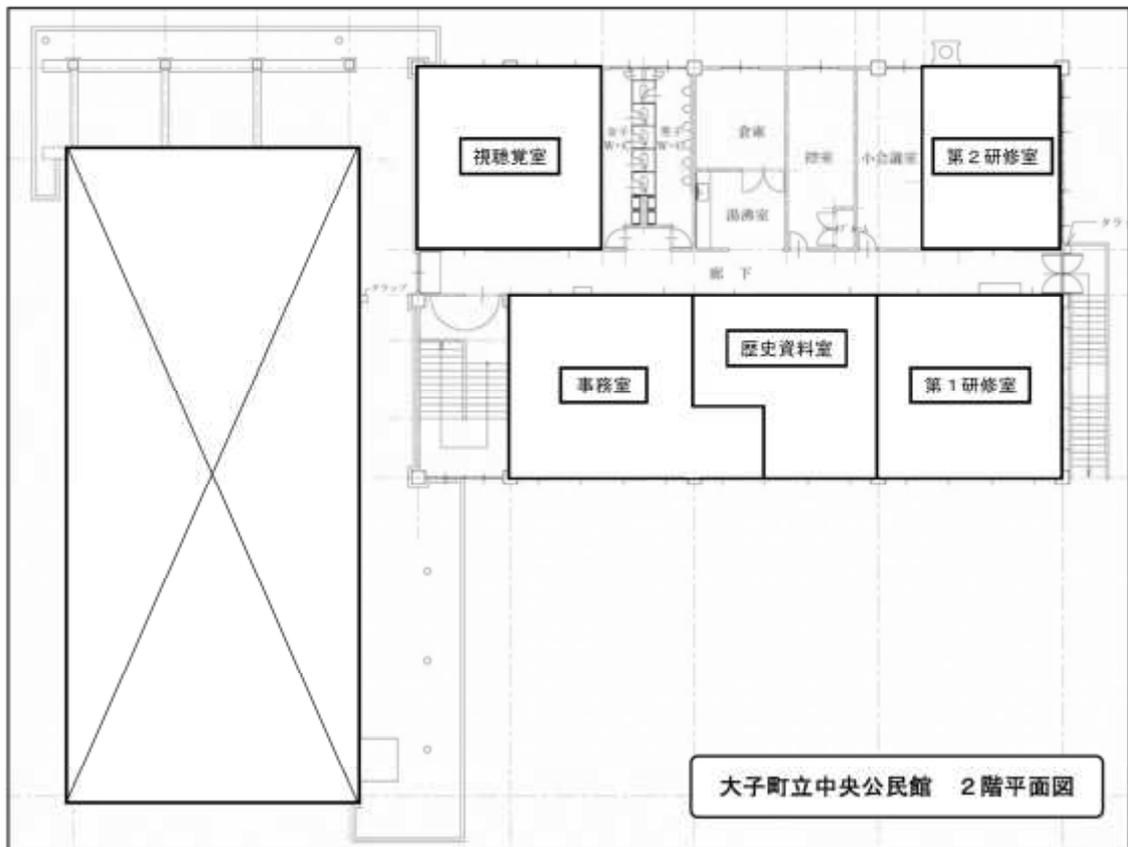
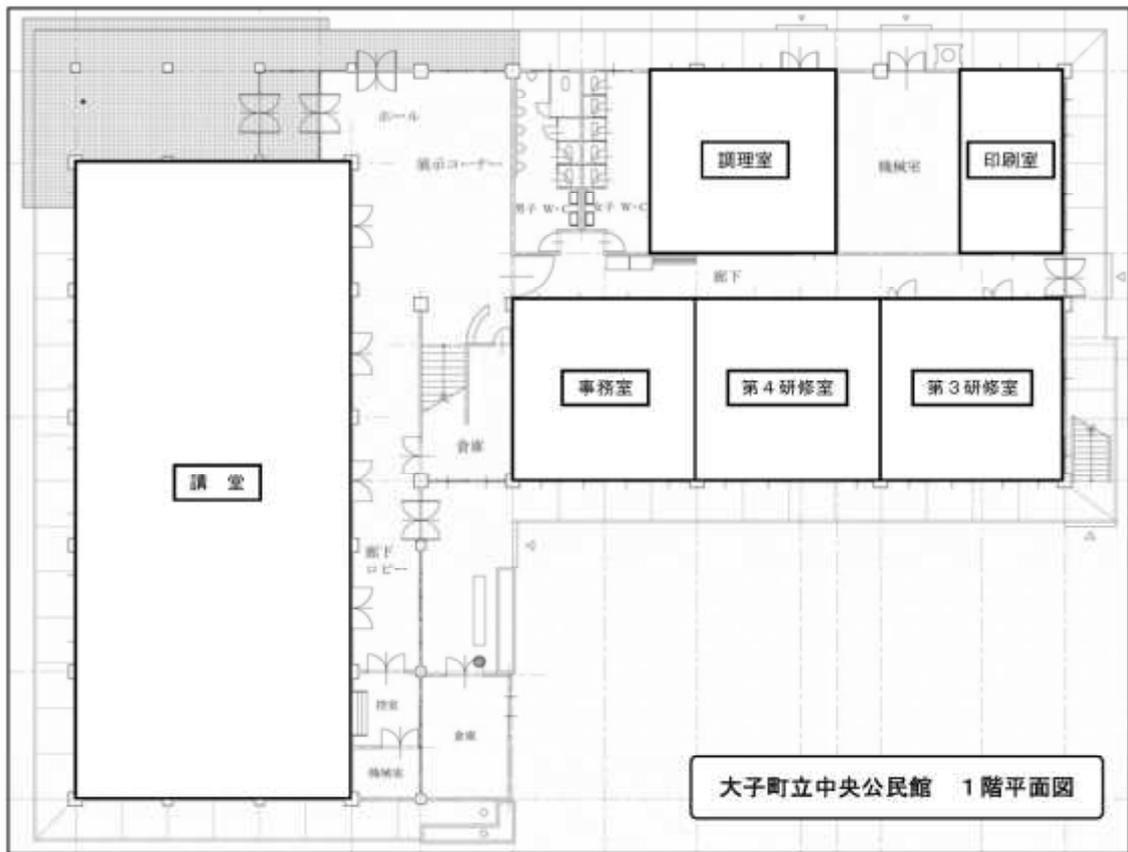
市外局番0295

No.	ポイント 番号	名 称	地名・地番	連 絡 先
1	IB 0301	大子中学校	池田1647	学校 72-0158 教育委員会事務局 79-0170
2	IB 0302	大子広域公園	浅川2921	大子広域公園 72-5824 建設課 72-2611
3	IB 0303	大子西中学校	芦野倉733	学校 72-9035 教育委員会事務局 79-0170
4	IB 0304	南中学校	頃藤3870	学校 74-0025 教育委員会事務局 79-0170
5	IB 0305	大子ふれあい牧場	高柴3709	管理事務所 76-1501・1502 農林課 72-1128
6	IB 0306	奥久慈憩いの森	高柴4164-3	管理事務所 76-0002 農林課 72-1128
7	IB 0307	湯の里公園	大子777	建設課 72-2611
8	IB 0308	旧上岡小学校	上岡957-3	観光商工課 72-1138
9	IB 0309	旧上野宮小学校	上野宮1085	財政課 72-1119
10	IB 0310	大子おやき学校	槇野地2469	大子おやき学校 78-0500 農林課 72-1128
11	IB 0311	町営宮川グラウンド	川山979-1	教育委員会事務局 72-1148
12	IB 0312	町営中央グラウンド	池田2669	教育委員会事務局 72-1148
13	IB 0313	旧西金小学校	西金250	財政課 72-1119

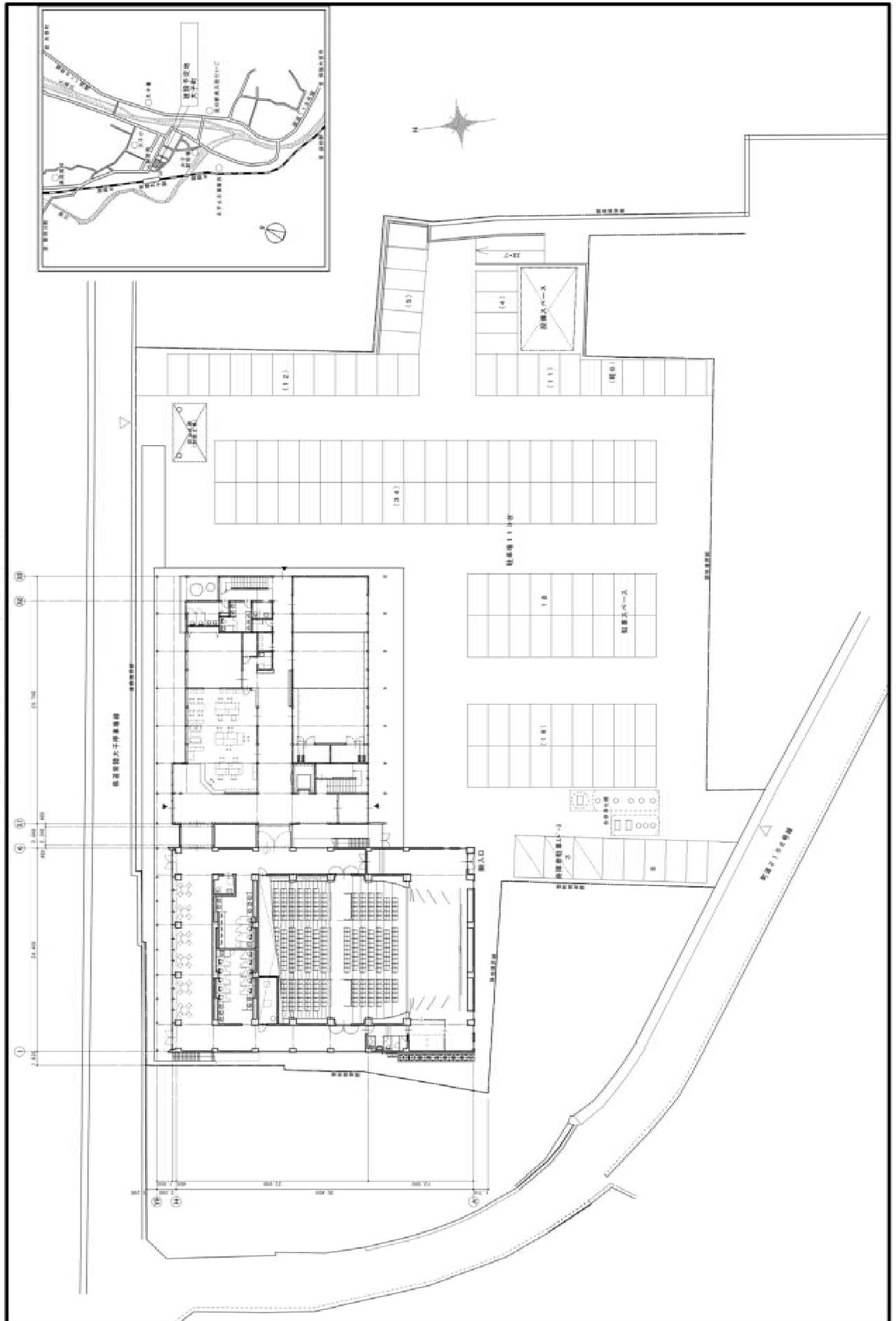
No.	ポイント 番号	名 称	地名・地番	連 絡 先
14	IB 0314	消防本部駐車場	池田2626	消防本部 72-0119
15	IB 0315	依上コミュニティセンター	下金沢208-3	依上コミュニティセンター 72-8049 教育委員会事務局 72-1148
16	IB 0316	さはら小学校	左貫1990-3	学校 78-0009 教育委員会事務局 79-0170
17	IB 0317	だいが小学校	大子460	学校 72-0044 教育委員会事務局 79-0170
18	IB 0318	依上小学校	下金沢217	学校 72-8549 教育委員会事務局 79-0170
19	IB 0319	町営下野宮グラウンド	下野宮1693-2	教育委員会事務局 72-1148
20	IB 0320	旧黒沢小学校	町付1543	財政課 72-1119
21	IB 0322	上小川小学校	頃藤5017-2	学校 74-0029 教育委員会事務局 79-0170
22	IB 0323	生瀬小学校	高柴1974	学校 76-0004 教育委員会事務局 79-0170
23	IB 0324	生瀬中学校	内大野2963-1	学校 76-0006 教育委員会事務局 79-0170
24	IB 0325	袋田小学校	袋田1457-1	学校 72-2318 教育委員会事務局 79-0170
25	IB 0326	大沢集会所	大沢615	財政課 72-1119
26	IB 0327	袋田第二駐車場	袋田625-1	観光商工課 72-1138
27	IB 0331	袋田の滝カントリークラブ練習場	初原19-9	クラブハウス 72-3000
28	IB 0332	奥久慈茶の里公園	左貫1920	奥久慈茶の里公園 78-0511 農林課 72-1128
28	IB 0333	キャンプ村やなせ	頃藤5436	キャンプ村やなせ 74-0610



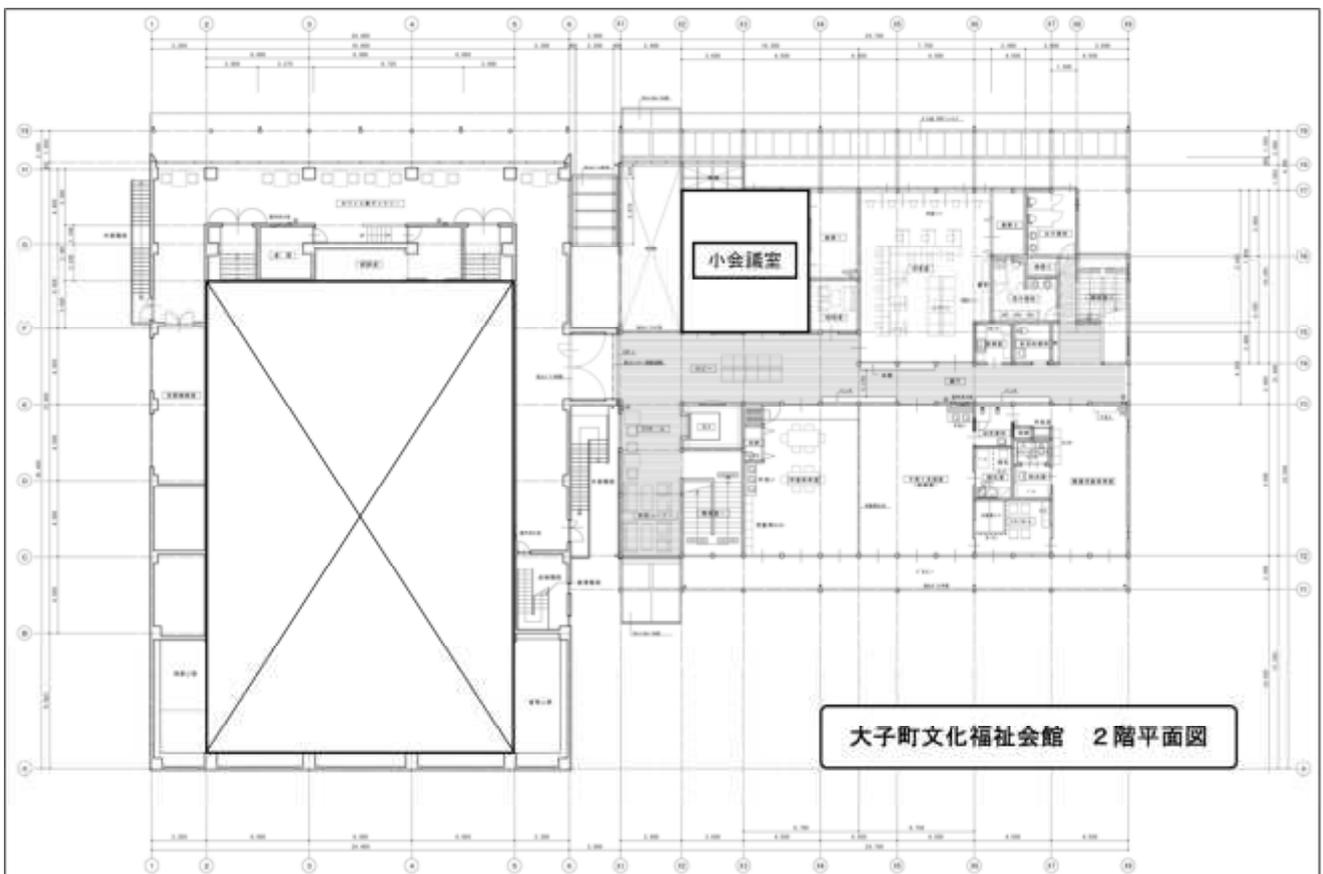
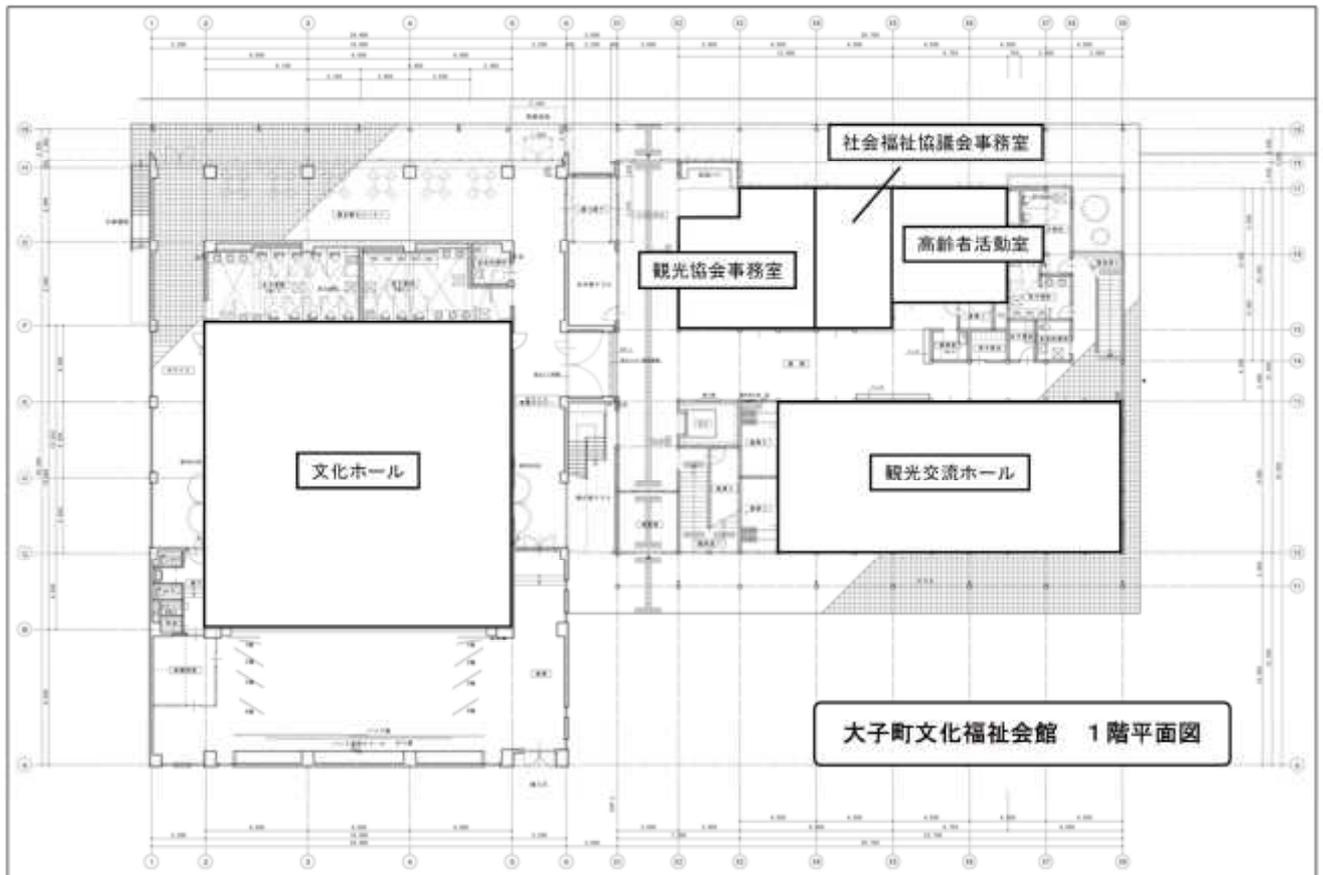
【参考資料 5 大子町立中央公民館平面図】

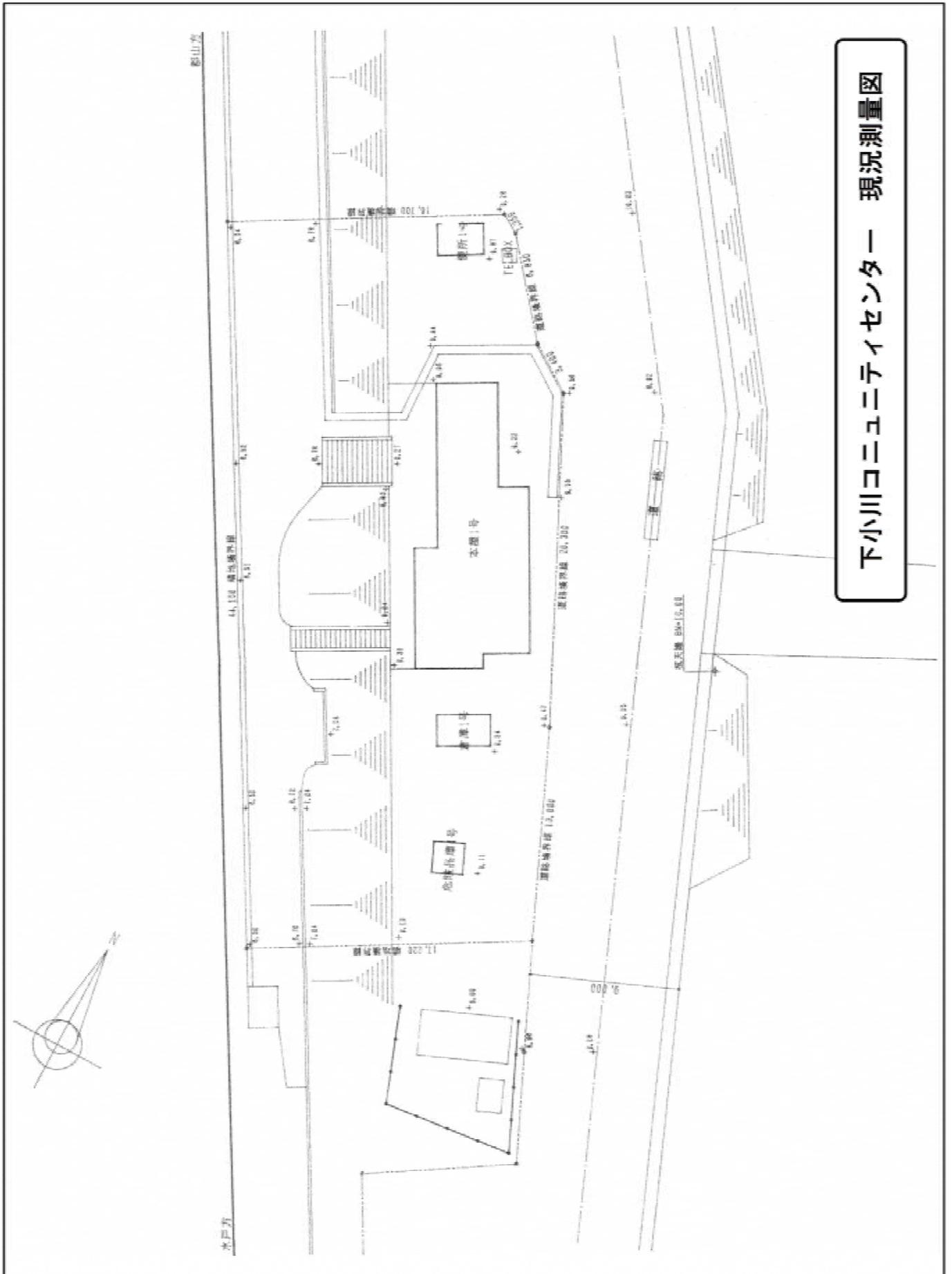


大子町文化福祉会館駐車場図



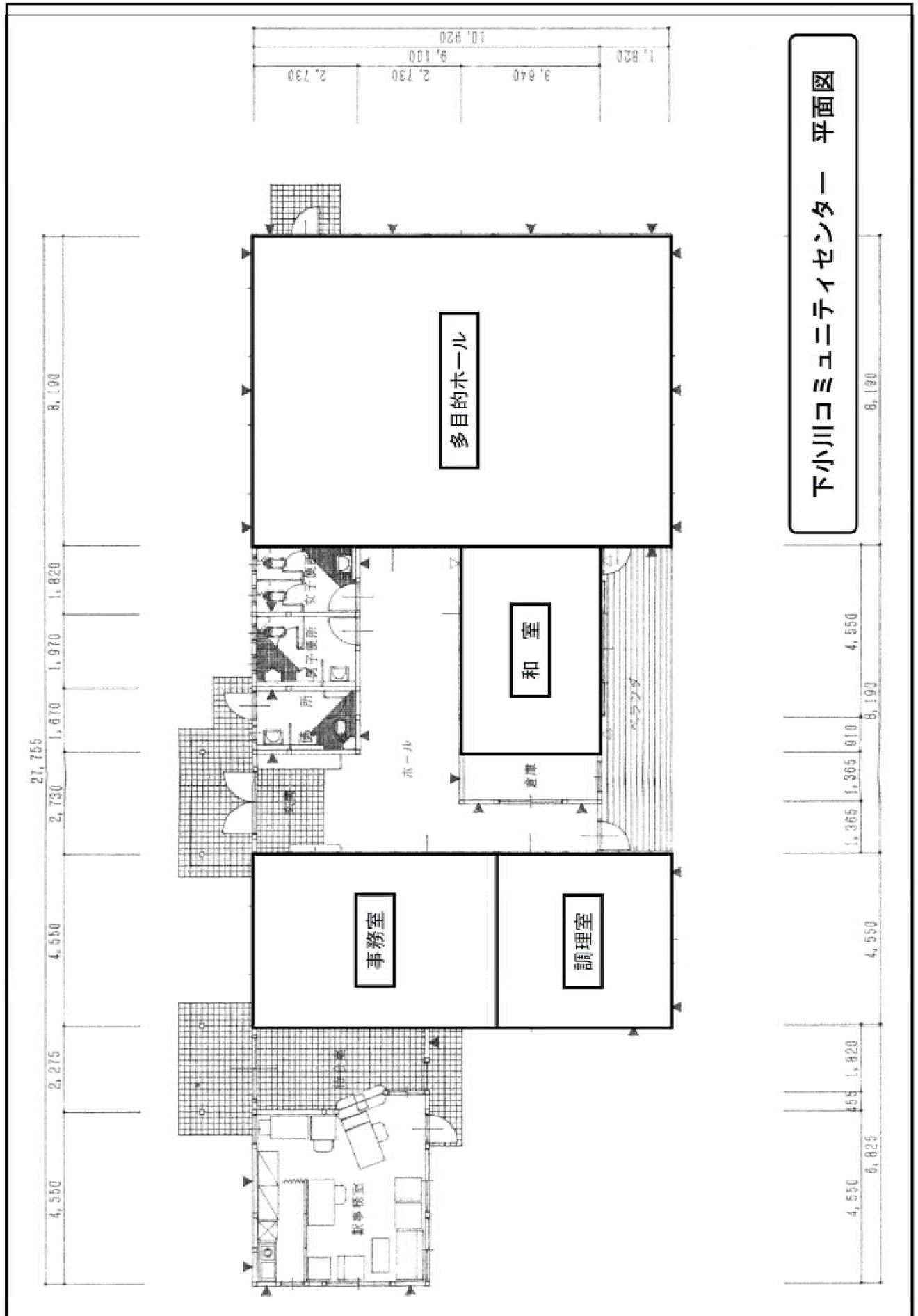
【参考資料 7 大子町文化福祉会館平面図】





下小川コミュニティセンター 現況測量図

【参考資料9 下小川コミュニティセンター平面図】



参 考

広域避難者 → ○○  
→ ○○に移管

(避難所名： )

No \_\_\_\_\_

広域避難者名簿（記載例）

①	世帯代表者氏名	大 子 太 郎			住 所	○○町大字△△—●	
②	入所日時	○○年○○月○○日○○時○○分			電 話	○○○ (△△△△) ●●●●	
	家	ふりがな	年 齢	性 別	要 配 慮 者	地区名 (行政区名)	○○地区 (◎◎◎)
		氏 名					
		大 子 太 郎	44	男		避難退域時 検査	検査済 ・ 未済
		大 子 花 子	44	女			
		大 子 一 郎	10	男		親族等 連絡先	住所 氏名 電話
	大 子 ヨ ネ	78	女	○			
	族			男		車 (使用者のみ)	車種 色 ナンバー
				女			
		《注意》避難した人だけ書いてください					
家族の 状況	<input type="checkbox"/> 一緒に避難していない家族はいるか <input type="checkbox"/> 連絡の取れていない家族はいるか						
注意 点	(ご家族に、病気や障がい等特別の配慮を必要とする人や、入れ歯やめがねの不備、注意点が あったからお書きください。)						
	ヨネ 右足が不自由 (車椅子必要)				ペットの同伴 (小型犬)		
③	個人情報の 取り扱い	ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所、氏名性別を公表及び他からの問い合わせに対し回答する予定ですが、希望しない場合は、○で囲んで下さい。				希望しない	
④	退所日時	年 月 日 時 分			登 録	*	
	退所先 住所 (氏名) 電話				退 所	*	

- ◎ この名簿は、入所時に世帯代表の方が記入し、○○班へお渡しください。  
 [広域避難者の方へ]
- 入所にあたり、この名簿を提出することで、避難者登録され、広域避難所での生活支援が受けられるようになります。
  - 内容に変更がある場合は、速やかに○○班に申し出てください。
  - ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所(○○町○○丁目まで)、氏名、性別に限り公表及び他からの問い合わせに対し回答することとしています。  
 (プライバシーの問題がありますので、公表の不同意はご家族で判断してください。)

(避難所名： )

No \_\_\_\_\_

広域避難者一覧表

No	世帯区分 (注1)	ふりがな 氏 名	年 齢	性別	住 所 電 話	入 所 日 時		退 所 日 時	情報 公開	備 考 (注2)
						月 日 時 分	月 日 時 分			
1				男・女	( )	月 日 時 分	月 日 時 分			
2				男・女	( )	月 日 時 分	月 日 時 分			
3				男・女	( )	月 日 時 分	月 日 時 分			
4				男・女	( )	月 日 時 分	月 日 時 分			
5				男・女	( )	月 日 時 分	月 日 時 分			
6				男・女	( )	月 日 時 分	月 日 時 分			
7				男・女	( )	月 日 時 分	月 日 時 分			
8				男・女	( )	月 日 時 分	月 日 時 分			
9				男・女	( )	月 日 時 分	月 日 時 分			
10				男・女	( )	月 日 時 分	月 日 時 分			
11				男・女	( )	月 日 時 分	月 日 時 分			
12				男・女	( )	月 日 時 分	月 日 時 分			
13				男・女	( )	月 日 時 分	月 日 時 分			
14				男・女	( )	月 日 時 分	月 日 時 分			
15				男・女	( )	月 日 時 分	月 日 時 分			
16				男・女	( )	月 日 時 分	月 日 時 分			
17				男・女	( )	月 日 時 分	月 日 時 分			
18				男・女	( )	月 日 時 分	月 日 時 分			
19				男・女	( )	月 日 時 分	月 日 時 分			
20				男・女	( )	月 日 時 分	月 日 時 分			

◎ 〇〇班は、広域避難者が記入した広域避難者名簿を取りまとめ、この一覧表を作成します。

◎ (注1) 世帯区分には、世帯代表者に○印を記入し、世帯ごとに実線で区切ります。

◎ (注2) 要配慮者である場合は「要」と記入し、注意すべき事項も記入します。